

令和3年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和3年12月14日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和3年12月14日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税 務 課 長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	産業経済課長	金子剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	大平弘明君	教 育 次 長	井手守道君
農業委員会事務局長	橋川貴月君	建設課参事	山村輝明君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の意見交換会
- (2) 令和3年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会

(3) 西九州自動車道建設促進大会（東京大会）

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会
要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 地元選出国會議員への要望活動

日程第4 行政報告

- (1) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (2) 令和3年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (3) 令和3年度 全国町村長大会について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① し尿・ごみ処理について
 - ② 町立診療所の運営について
 - ③ 移動支援について
 - ④ 条例等について
 - ⑤ 決算書について
 - ⑥ その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 幼児・学校・社会教育及び整備について
 - ② 農林業について
 - ③ 上下水道事業について
 - ④ 条例等について
 - ⑤ 事業の進捗状況調査について
 - ⑥ 道路・河川整備計画等について

日程第6 一般質問

- (1) 1番 平田 康範 議員
- (2) 6番 阿部 豊 議員
- (3) 5番 長谷川 忠 議員
- (4) 4番 永田 勝美 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和3年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

それでは、御挨拶申し上げます。皆さん、おはようございます。本日、令和3年12月佐々町議会第4回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変御多忙の中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月末に日本へ入国いたしました外国人が新型コロナの新たな変異ウイルス、オミクロン株に感染していたことが確認され、12月6日には日本人初めての国内3例目となる感染が確認されておりまして、その後、日本国内の感染が確認されているのでありまして、11人の感染が確認されております。

その後、日本国内ではなっておりまして、世界的な感染拡大に加えまして、帰国者の増加が予想されることから、最大限の警戒が必要ではないかと考えております。

また、県内でもこれまで6,000名を超える新規の感染者が確認されているところでございまして、これまで町内においても62件が発生してございましたが、9月23日以降は、皆さんの感染対策の御協力によりまして感染者が出ておらない状況でございます。

町といたしましても、町民の皆様の安全安心のために引き続き、飲食の際には感染防止の対策の徹底されたコロナ対策の認証店を利用することとか、それから、ワクチンの接種者を含めマスクの着用とか、それから、手や指の消毒とか、感染対策に引き続き御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

一人一人が意識を持って新型コロナ感染症の終息に向けて感染対策の拡大防止に努めなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐々町の新型コロナ感染対策につきましては、本町の対策、対応につきましては、あともって行政報告をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

今回、議案につきまして16件を提案しております。皆様方には御理解をいただきながら御承認をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、12月14日本日から12月16日までの3日間にしたいと思います。

日程内容について、順を追って説明を行います。

12月14日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。1番目に議長出席会議報告3件、2番目に議員派遣結果3件の報告を私から行います。

次に、行政報告です。4件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、7名のうち4名の方が質問です。1日目は一般質問終了後、散会となります。

12月15日、本会議2日目です。14日に引き続き一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名のうち3名の方が質問です。

次に、議案審議です。議案第71号から議案第80号まで10議案です。上程順位につきましては、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

12月16日、本会議の3日目です。15日に引き続き議案審議です。議案第81号から議案第86号までの6議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第8号の1件と閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、散会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、改めて御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、12月14日、15日、16日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月14日本日から12月16日3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は12月14日本日から12月16日の3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の3件を私から行います。

諸般の報告、資料の1です。議長出席会議報告、1番目は1ページから24ページです。令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の意見交換会が、令和3年10月28日、市町村会館6階会議室にて開催されました。

概要説明ということで、広域連合の運営や後期高齢者の医療制度、保健事業、保険料率の改定、新型コロナウイルス感染施策などについて説明がありました。概要説明後、広域連合議員と意見交換会が実施されました。

次に、資料25ページから28ページです。2番目は、令和3年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会です。

令和3年11月5日、佐世保市役所5階庁議室にて開催され、議事として松浦鉄道に対する持続化支援について、コロナによる減収支援ということで自治体連絡協議会で協調し、1億2,000万円を目安とした支援を行うということが原案のとおり可決されております。

次に、資料29ページから34ページです。3番目に、西九州自動車道建設促進大会（東京大会）が令和3年11月19日東京都、ホテルグランドアーク半蔵門にて西九州自動車道建設促進協議会会員、西九州自動車道建設促進期成会会員、長崎県西九州自動車道建設促進期成会会員の参加のもと、地元選出国會議員、国土交通省道路局長、NEXCO西日本九州支社長を来賓にお迎えし開催されております。

大会には、NEXCO西日本より佐世保道路の4車線化の進捗状況、国土交通省より今宿道路、伊万里松浦道路、松浦佐々道路の進捗状況の説明を受けております。

また、30ページにありますように、大会の大会決議がなされ、最後に参加者全員で「がんばろう三唱」が行われました。

次に、議員派遣結果を報告します。

諸般の報告の資料2です。長崎県知事、長崎県議会議長へ要望活動が、令和3年10月13日長崎県庁にて佐々町の要望書の提出のため、町長、副町長と共に正副議長が出席し、意見交換会を行いました。

次に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（国土交通省 九州地方整備局）が、令和3年11月24日、福岡市国土交通省九州地方整備局にて行われ、議長、産業建設文教委員会副委員長が出席しております。

次に、地元国會議員への要望活動が令和3年12月1日に行われ、町長と共に正副議長、議会運営委員長、総務厚生委員長、産業建設文教委員長が出席し、金子農林水産大臣、北村衆議院議員など地元選出国會議員へ佐々町の要望書を提出し、意見交換会を行いました。

今、報告しました議長出席会議報告3件並びに議員派遣結果3件の関係資料は、議員控室に置いておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

4件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、まず、報告第1号でございますけど、長崎県知事及び県議会議長への要望活動を行っておりますので報告をさせていただきます。

10月13日に、本町が抱える課題等につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長、議長の連名による要望書を提出させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止の観点から、最小人数の要望活動とさせていただいたため、町議会からは淡田議長、平田副議長に御出席をいただき、11項目の内容による要望書を提出させていただきました。

このうち重点要望項目としまして、西九州自動車道の整備促進についてと、2級河川佐々川の浚渫並びに雑木伐採についての2項目に対しまして、知事から御回答をいただいたところで

ございます。

西九州自動車道の整備促進については、県の最重要課題の一つとして認識しており、佐々松浦道路の関係予算については今年度96億円が配分され、松浦市側から鋭意整備が進んでいる、整備をさらに促進するためには、継続した予算確保を国に要望するとともに、現地用地取得や、それから、地元の調整など引き続き地元の方にも協力をお願いしたいという内容の回答がありました。

2級河川佐々川の浚渫並びに雑木の伐採については、今年度は緊急浚渫の推進事業を活用しながら、引き続き安全度が低い低下した箇所から優先的に事業を着手していくこととしていると。

それから、堤防の侵食防止対策や護床のブロックなどについては、今後、必要に応じて対応していきたいという回答がございました。

そのほか、ため池整備促進については、住民の安全の確保の観点から極めて重要な事業だと考えており、計画的に改修等に着手していかなければならない。防災、減災、国土強靱化の観点から国に対しても要望を進めていきたいという内容の回答がありました。

その後、県議会議長から、佐々川や国道204号、木場川などの現地を確認し、事業の必要性を認識しているという内容の県関係の動きへの検討をしていただくようお願いをされました。

以上のような要望の活動でございましたが、今後も継続して県知事及び県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、報告の2号でございます。松浦鉄道自治体連絡協議会の臨時総会の件でございますけど、令和3年度の松浦鉄道の自治体連絡協議会の臨時総会の件についてでございますが、先ほど議長からもありましたように、11月5日に佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の関係者が出席されております。

決議事項につきましては、第1号議案としまして、松浦鉄道株式会社に対する持続化支援について協議が行われました。さきの9月の定例会にも御報告をいたしましたとおり、コロナ禍の影響によりまして、令和3年度においても旅客運輸収入が元通りにはならない見込みのため、昨年同様、沿線自治体による支援について協議をお願いしたいと松浦鉄道から要望がございました。

臨時総会の中では、まず、支援の在り方について、松浦鉄道自治体連絡協議会の中で協調して支援を行うということが確認をされたわけでございます。

また、支援額の目安につきましては、令和元年度と比較して、本年度の減収見込額が1億4,800万円、松浦鉄道による収支の改善見込額が2,800万円、差引き1億2,000万円が支援額の目安として確認されまして、あわせて松浦鉄道の基金については、取り崩すことなく、災害復旧等の応急対応のために現在の基金残高を維持すべきだとされました。

支援額の1億2,000万円に対する各自治体の負担割合の算出方法については、多数決の結果、現在の施設整備事業補助金に使用しています負担指数によりまして算出することとなったわけでございます。この結果、本町の支援額の目安については439万円となり、本定例会の補正予算に計上させていただいております。

以上、総会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、報告の第3号でございます。全国町村長大会についてでございますけど、令和3年11月17日に東京都千代田区のホテルニューオオタニにおきまして、令和3年度の全国町村長大会が開催されました。

昨年に引き続き、コロナ対策のために出席者を全町村長とはせず、各都道府県の町村会の正副会長等が出席しました。来賓としまして、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、細田衆議院議長、山東参議院議長、金子総務大臣、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣、野田地方創生

担当大臣、堀内ワクチン接種等担当大臣、山口環境大臣、福田自由民主党総務会長、南雲全国町村会議長の会長さんや国会議員の皆さんなど、全体で約400人程度の出席がっております。参加されなかった町村長のためには、大会の様子はユーチューブで配信をされたようでございます。

はじめに、荒木泰臣全国町村会、熊本県の嘉島町長から地方分権型の国づくりを強力に推進するとともに、感染症や大規模災害等に的確に柔軟に対応し、将来にわたり持続可能で安全安心な地域社会の再構築をしていかなければならないと挨拶がございました。

次に、来賓挨拶としまして、岸田文雄内閣総理大臣から、町村長と連携しながら新型コロナウイルス感染症の対策を進めていきたいと、新しい資本主義の起動に向けた議論を進めて、デジタル田園都市国家構想の実現、賃上げ税制の強化等の成長と分配を実現し、新しい経済社会をつくり上げていきたいとの挨拶がありました。

引き続き来賓の方々との挨拶がありまして、議事に入ったわけでございます。

議事につきましては、大会議事では、町村が自主的に自立的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創出し得る16件の決議が採択されました。

また、全国的な防災減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、安全安心な地域社会の再構築と地域経済の回復及び再生に関する特別決議などが採決されました。

さらに、各省庁への要望事項としまして、大規模災害・豪雨災害からの復旧復興と、全国的な防災減災対策、それから、国土強靱化の強化など34項目に加え、新型コロナウイルス感染症対策に関する決議も採択されました。

これらの事項を実現するために、実行行動、地元選出の国会議員への政府要望について、適宜有効な方法で行うこととなります。

大会終了後は長崎県町村会で取りまとめた県内各町村の国への要望事項を各省庁、県選出国会議員へ提出いたしました。

大会資料につきましては議員控室に置いておりますので、御参照いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、行政報告の4番でございます。

新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をさせていただきたいと思っております。

今年の7月から9月を中心に拡大した第5波は、デルタ株の流行等によりまして、従来の2倍を超えるスピードで感染が拡大しまして、感染者の急増や病床のひっ迫が見られました。その後、全国的なワクチン接種の取組みに加え、病床や宿泊療養者施設の拡充も進められたことから、入院患者や重症患者の増加が抑えられまして、12月7日現在、日本国内の新規感染者は全国で115人程度とピーク時の1%となるまでに急激な減少となっております。

専門家の意見では、一般市民の感染対策の強化、人流の、特に夜間の渋滞の滞留人口の減少、ワクチン接種率の向上、医療機関・高齢者施設の感染者の減少、気象の要因という4つの要素が関係していると言われておりまして、今後も危惧される第6波の訪れも懸念されておりまして、拡大防止のために継続した感染対策をお願いしたいと考えております。

それでは、コロナ感染症のワクチンの接種について御報告をさせていただきたいと思っております。

日本国内のワクチン接種率につきましては、12月6日時点で、1回目が78.9%、2回目が77.2%と世界的に見ても高い接種率を達成することができております。

本町におきましても、4月から始めました高齢者施設内接種並びに診療所での集団接種、6月から始めました医療機関での個別接種の取組みの結果、12月6日の時点で、1回目が85.87%、2回目が85.12%と当初の見込みよりも高い85%以上の接種率を達成することができておりま

す。

これによりまして、本町では、8月から9月にかけて33名の感染者が発生しましたが、9月24日公表の62名を最後に感染者の発生がなくなりまして、住民の皆様の積極的なワクチン接種への御協力、感染予防対策への御協力に感謝を申し上げたいと思っておりますし、また、改めてワクチン接種に御協力をいただきました医療関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと思っております。

今後、3回目のワクチンの追加接種の取組みにつきまして、国からの方針が示されまして、本町といたしましても、国の方針に基づきまして接種体制を今整えているところでございます。

接種体制としましては、初回接種同様、町立診療所での集団接種と町内の医療機関での個別接種を予定し、準備を進めているところでございます。

接種開始時期としましては、8か月以上経過している医療従事者の方を12月中旬から、一般住民の方を1月下旬からと予定をしております。

既に医療従事者は11月末に、5月に2回目のワクチンを接種済まれた方は、主に80歳以上の方となりますが、こちらは先週、ワクチン接種券を発送しております。今後も2回目の接種終了日から7か月後を目安に、順次案内をしていく予定にしております。

これから冬を迎え、アジア季節性のインフルエンザ対策も含め、お一人お一人の咳エチケットや手洗い、3密の防止など、さらなる感染症対策に御協力をお願いをしたいと考えております。

町といたしましては、引き続きホームページ、それから広報紙、LINE等の広報手段を活用しながら、住民の皆様への情報発信を行っていきたいと考えております。

町の予算措置につきましては、11月26日にワクチン接種を行うために先行的な必要な予算を専決処分させていただいております。今回の12月補正においても、令和3年度分のワクチン接種の関連予算を提案しております。

また、令和4年7月末を集団接種完了予定日としておりまして、令和4年度当初予算においても、3回目のワクチン接種の関連予算を提案する予定としておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の長期化になります支援策として、予定されております3つの臨時的な給付金について御報告をさせていただきます。

まず1つ目は、ゼロ歳から高校3年生までの子どもに対し、1人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金でございまして、この10万円のうち5万円を現金給付するという事で、先行給付金という整理がなされております。これは、国が予備費を活用しながら年内に給付できるように事務が進められていることから、11月26日付で対象となる2,829人の児童に係る給付費を1億4,145万円と事務費222万3,000円を専決処分をさせていただきました。本町においては、12月24日から支給を今のところ予定しているところでございます。

次に、2つ目の残りの5万円については、現時点では5万円相当のクーポン券ということで各自治体に示されておりました。これについてはきのう、岸田総理大臣が現金給付もいいんじゃないかということでお話がっておりますので、これについては十分検討させていただきたいと考えています。

利用のクーポン券を給付しながら、給付事業については来年の4月ということで考えているわけで、来年度の卒業、入学、新学期に向けての子育てのサービスの商品が利用できるようにするとされておりますけど、自治体の実情に応じた現金給付も可能とされているということでありますので、町としてはそういう方向性も考えたいと考えております。

3つ目が、住民税の非課税の世帯に対する臨時の特別給付金でございまして、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税の非課税世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を現金でプッシュ型を給付するというものでございます。

この給付金は、基準日が令和3年12月10日となっておりまして、準備が整った自治体は速やかに給付が開始できるように示されております。

また、この給付金は令和3年1月以降に家計が急変した場合、住民税の非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯についても、10万円を給付するという仕組みがなされております。

以上が新型コロナウイルス感染症の長期化に伴います支援策であります。2つ目の5万円相当のクーポン券の給付、それから3つ目の住民税の非課税世帯に対する臨時の特別給付金につきましては、国の補正予算等の対応になりますが、町の予算措置の時期とか方法については、改めて皆様方に御相談をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今町長から行政報告の4件の報告がありました。

報告に対する質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

昨日の総理の答弁では、国の補正予算後の対応ではなく、各自治体の判断によるものも対応するというふうな答弁がなされております。先ほど町長が、現在11月26日、5万円分は先行して専決をしていると、予算措置がなされていると。残りの5万円の給付については、現金給付も可能であるという国の方策が示されたということで、今後検討するというふうな答弁でしたが、予定されている支給予定日は12月24日ですね、やはり年内給付というのを目途として政策として実施されるのであれば、早期の判断と対応を出されないと、住民の方への対応を事務的に厳しく状況になると思います。

だから、はっきり政策方針を示していただかないと動けないという状況ではないかと推察しますので、そのところ、昨日の総理答弁ですから、執行内部も大変ばたばたで協議が整っているかどうかというのは定かではありませんが、事務費等を考えた際に、これ振込手数料等の事務費が発生するわけですね。

ということであれば、経費節減と、目的達成のためには迅速な政策決定が必要だと思いますので、その点について再度お伺いをしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

コロナに対する町の対応でございます。これは、あくまでもまだ議会のほうの皆さん方にも御相談をしていないんですけど、私の考えということで述べさせていただければ、私としては、きのう岸田さんがおっしゃったように、10万円を一律に支給させていただきたいと、これも年内に支給を目標に考えさせていただきたいということで、また皆さん方に改めて、議会の皆さん方にも御相談をしながらやっていきたいと思っております。

これはあくまでもこれは私の考えでございますので、今から皆さん方に御相談をしなければいけないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。KTNとか報道各社の長崎県内の状況で、現金給付の方針であるという市町村名に佐々町がなかったものですから、その点について確認をさせていただいた次第です。

もう1点、住民の方が一番気になられる部分のポイントとしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯、これは申請により給付というふうな内容になっておりますけども、同様の事情があると認められるという部分についての住民の方への理解度というか、そこら辺の説明というのをどのような方策で行われるのかというポイントについては、ここで確認をさせていただきたいと、住民の方見ていらっしゃると思いますので、そういったポイントは懇切丁寧に説明すべきではないかというふうに考えまして、質問させていただいている次第です。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問ですけれども、現時点では広報紙とかホームページとか、そういった格好での周知というふうになるかと思っておりますけれども、役場の窓口も含めて、電話対応も含めて丁寧に対応させていただければというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、申し訳ございません、聞き漏れ、これ、期間の限度というのがあるんでしょうか。そのポイントも再確認させていただきたい。

住民税非課税世帯の方にはもうプッシュ型で、行政のほうからアクションをされるという内容で分かりやすいと思うんですけど、それ以外の今確認させている方々については、認められる世帯、申請によるというような内容ですので、その申請もいつ頃までに期間の設定がなされているかというポイントについては、お知らせいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

全体的なスケジュールが具体的に示されているわけではございませんけれども、住民税非課税世帯の場合、まず、1点目として、先ほど町長報告のほうでもありましたように、令和3年12月10日が基準日ということになりまして、そこで世帯別の一覧を整理するということとなります。

それから、令和3年1月1日付で、1月1日現在で住民票があらわれる方ということになりますので、住民票がある方ない方という区分をするということになります。

それから3点目が、いわゆる住民税の課税台帳を確認をするというふうなことになります。それから、令和3年1月2日以降の転入者の扱いという部分を情報連携システムという形で課税の状況を照会しながら確認を進めていくということになります。

5点目につきましては、世帯単位での課税状況を判定するという、こういった作業を進めていながら、給付をなるべく速やかに進めていくというふうなことになるというふうに、今の国のほうからの通知で理解をしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、4回目になって。非常に期限等々についても、各報道機関から知らされている部分と実際我が町はどうなっているのだという部分について、分かりにくい部分が多々あると思うんですよね、期限含めて。

要は、経済困窮に対する支援というポイントで考えれば、緊急を要するし、分かりやすく情報開示していただいて、必要な方に必要な支援が届くような体制を執行側は大変であられると思いますけれども、そこのところは懇切丁寧をお願いをしたいというふうなお願いを、最後、意見として申し上げて終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点質問したいと思います。

1点は、ワクチンの接種率は順調に若い世代のところも進んできているというふうに認識しておりますけれども、マスコミ等で県下の自治体別のワクチンの接種率の順位が出たりということがあるんですけども、佐々町は非常に全体としては低いかのような報道があるのですけれども、こういったところの事情について一つは御説明いただきたいということと。

それから2点目は、町内でも残念ながら60名余りの感染された方が出ているのですけれども、こういった方々の中で、やはり後遺症があるという方がお聞きしております。それで、そういった後遺症対策等について、町として調査等々というのは、県がやるのかもしれませんが、どのようになっているのか。それから、そういったサポート体制はどういうふうになっているのかということについても、2点目伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

細かなパーセンテージは分かりませんが、我が町におきましては、県内でも高齢者率が低いということ、それから幼少人口が増えている状況もあります。

ワクチンの接種率につきましては、高齢者による接種率が本町におきましては92%ほど超えておりますけれども、12歳から60歳までの接種率が82%という状況で、12歳から20歳までの接種率が80%程度ということになっておりまして、県内の人口の階層におきましては、本町が高齢者が少ないということ、それから幼少人口が多いという、そういった点から分母が人口対比となった場合に、本町がちょっと低い数字になってしまうという傾向がございます。

そういったことを聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと後遺症。
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

後遺症につきましては、現在のところ本町の健康センター、それから保険環境課のほうには相談が今のところ実績はない状況でございます。

保健所におきましても、現在のところそういった相談はないということではございますけれども、万が一相談があった場合にはかかりつけ医とか、そういったところへの紹介等を健康センターのほうで行うということで考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

接種率の状況については分かりました。要するに12歳未満の若年人口の割合が高いので、総人口に対する接種率というのが低く出るのだということ、そういう理解でよろしいですか。

佐々町の場合は、そういった意味では若年人口が多い、子どもの数が多いということが全体としてはあるので、接種率が他の市町村と比べて低いと、取組みが遅れているということでは決してないということですね。そのことを一応確認しておきたいと思います。

2点目は、私先ほど申し上げたんですけども、要するに後遺症等の調査はどうなっているのかというふうにお聞きしたんですね。それで、要するにそういう相談はあっていないということですけども、実際にそういう調査はどのようにされるのかということについて伺いたいということですね。

後遺症は全体としては非常に高い確率で出るのだということが報告されていますから、当然かかられた方が60名超えておられるわけですから、そういった方々のフォローというのは重要になってくるというふうに思うんですね。

そういう点で調査はどうなのかということをお伺いしたいと思います。お答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

接種後におきましての後遺症に対する調査は、アンケート等行った経緯はございません。

先ほど言いましたように、相談があった場合は治療を受けた医療機関への相談を勧めているところですが、医療機関でのかかりつけ医とか、そういったところでの相談への誘導をしたいということで聞いておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

申し上げたように、調査をやはりやるべきではないかと思っております。

それから、あわせて、やはりその相談についても、事後の相談に、要するに後遺症等の相談についても、実際、窓口を開いているわけですから、そういった辺りの広報ももっとやるべきではないかということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の永田議員がおっしゃるとおり、今から3回目のワクチンの接種、これはファイザー製だけでなく、モデルナも使うわけですね。やはりそういうことも考えれば、やはり、そういう打った場合の、接種した場合の様子をどうなったのかというのは、やはり調べるといいますか、後遺症についての調査というのも必要になるのではないかと考えていますし、町としては調べてやりたいと考えて、調べる方向性でやりたいと考えているところでございますので、よろしくごお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、ワクチン接種の副反応の調査じゃないんですよ。要するに、新型コロナに感染された方、62名おられる、そういった方々の、いわゆる感染後後遺症というのがかなり高い確率で出てますと、だから、その調査が必要ではないですかと、そのことを申し上げているんです。さっきから。

もちろん、ワクチンの副反応については、それは窓口でも案内がありますから、そういった点については万全を期していただきたいと思うんですけども、申し上げているのは、そういう点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません。感染者の後遺症といいますか、その件につきましては、やはり町村はなかなか感染、誰が感染したとか、感染なんか分からないわけ、報告がされないわけですね、感染したという。だから、あとのほうは県の保健所が多分把握していると思いますので、そこの中で調査をしているのではないかと考えていますので、それについては、県のほうにも確かめをさせていただいてやりたいと考えていますので、よろしくごお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようです。

行政報告をこれにて終わります。
以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。
まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊 君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから総務厚生委員会の報告をさせていただきます。
閉会中の所管事務調査といたしまして、行政の諸課題、新年度までの間の検討事項等を所管で調査研究、議論をさせていただいております。
順次、日程ごとに報告をさせていただきます。
令和3年10月22日金曜日13時半から所管事務調査を行っております。
案件としましては2件、その他報告として2件です。
順次、案件ごとに報告をいたします。
所管事務調査の1件目、し尿・ごみ処理について、保険環境課案件でございます。
クリーンセンターの長寿命化対策としまして、これまでのごみ処理施設整備延命化計画、令和元年度ごみ処理施設整備基本計画策定に始まり、2年度ごみ処理施設長寿命化総合計画策定、令和3年度計画支援（発注支援）業務の委託業務が行われ、いよいよ令和4年度から6年度の間、基幹的設備改良工事（延命化工事）を予定されているということで、延命化計画としましては、工事後の稼働期間は15年、長期的には近隣各市町と検討協議をしていくと、長期的計画としてはそういった計画でございます。
延命化工事の概算工事費としましては約32億円、工事实施にあたっての留意事項としましては灰溶融設備解体撤去、2基あるわけですが、これを行い、以降は焼却灰を委託処分の方針であると。工事期間において、両炉を一定期間停止する期間があるため、周辺市町への協力が予定されていると。
二酸化炭素排出削減効果の検証ということで、国の交付金対象としましては、3%以上の削減が義務付けられておりますけれども、今回の工事計画では、24.5%削減ということでございます。
発注方式としましては、性能発注方式、発注仕様書に基づき実施をします。今回、調査を行ったポイントとしましては、11月から来年度に向けた準備作業があるため、経過を含めた状況調査を実施しております。
委員から、CO2削減、補助基準3%の、24.5%の削減効果、なぜなのかとか、事業者選定に際し、助言的立場のコンサルの守秘義務及び広域連携協議の進展等々の確認、計画支援発注業務の詳細を再度確認しております。
委員会としましては、内容について確認し、各委員、大きな事業費に関し、慎重な議論がなされております。継続事業であり、継続調査案件として終了しております。
2件目、町立診療所の運営についてでございます。保険環境課案件でございます。
町立診療所における小児発達専門外来設置についてということで、現在、町立診療所においては、もの忘れ外来を週1回、月曜日、外来を診察しておりますけれども、令和4年度から診

療所において、小児発達専門外来を実施計画されておる。12月準備補正と新年度の予算計上を計画しておると。

現状としまして、平成26年度から独自に療育相談事業を展開しておると、元年度からは小児療育に特化した専門相談を実施、医師の従事が困難なため、診断治療行為が実施が実現厳しいと。佐世保市子ども発達センターに予約しているが、本町の受診は半年待機であり、早期治療につなげることが困難な現状であると、発達に遅れのある子どもを持つ御家庭の負担が大きく、住み慣れた地域で早期に療育が受けられる体制づくりを目指すため、佐々町として新たな外来設置をする方針であるということでございます。

県北地域としまして、医師不足が課題であり、この拠点につながるものではないかということで、期待が寄せられているものでございます。

開設日は月1回で、1日15名程度の診察が可能と見込まれていると、職員配置としましては4名、医師としましては、子ども医療福祉センターから1名派遣をしていただき、セラピストも療育専門相談の現任作業療法士を想定と、看護師、医療事務については、診療所担当の現任の職員を想定しているということでございます。

委員から、スクリーニングの流れ、職員配置、対象児童、また、佐世保市子ども発達センターとの連携等々の確認をなされております。

内容について委員会としまして確認し、次回の議会及び新年度でも提案が予定されている、各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

続きまして、その他報告としまして2件報告を受けております。

西九州道路4車線化に伴う町有地貸付についてでございます。総務課案件です。

NEXCO西日本から4車線化工事に関連し、町有地貸付の要望があつておるということで、執行としましては、地元と協議し許可の方向であると。

内容としましては、トンネルの掘削残土処分が小佐々町へ搬入している、1日250台、これは協定に基づくものであるということでございますけれども、実際、300台程度が予定されておりまして、50台増加するというので、令和5年3月まで、場所におきましては、サン・ビレッジ横の町有地に、令和5年3月まで有償短期貸付をしたいという報告を受けております。

また、2件目、令和4年度以降の学童保育運営委託事業者の選定状況について、住民福祉課案件でございます。

令和4年度から6年度までの3か年に係る運営委託候補事業者の公募型プロポーザルを実施したと。口石学童保育と佐々学童保育と別々に実施した結果、口石学童保育においては、応募事業者1者、佐々学童保育については、応募事業者ゼロということで、口石学童においては、プレゼンテーションを実施し、基準点、評価点クリアということで、応募事業者を選定しておると。佐々学童保育については、応募事業者ゼロのため、来年度運営について現在検討中ということでの報告を受けております。

以上、10月22日の委員会報告でございます。

続きまして、11月18日木曜日10時から、総務厚生委員会を開催しております。

所管事務調査は5項目10件、その他報告は予定しておりましたけれども、時間的關係で11月25日に延期させていただいております。

それでは、項目ごとに説明させていただきます。

まず1点目、所管事務調査、移動支援について、住民福祉課案件でございます。

現状の佐々町心身障害者福祉タクシー助成事業、佐々町介護認定者等外出支援タクシー助成事業、佐々町高齢者外出支援タクシー助成事業を、3事業を要綱に基づき現在実施されておるということでございますけれども、今回、課題で上がっておりました、佐々町高齢者外出支援タクシー助成事業を、令和4年4月から改善したいという考えでございました。

改善内容としましては、対象者を75歳以上という現状を、75歳以上で自家用車を運転しない

人、免許なしの方、車なしの方という変更点、また、助成内容につきましては、現在タクシー初乗り料金を2か月当たり8枚、年間48枚の助成をしておるところを、タクシー料金半額を助成すると、1回当たりの上限、限度額は1,000円、1か月当たり8回、年間96回、現行の2倍に変更をしたいというような説明でございました。

委員から、75歳以上の方で、運転免許及び車を所有していない方に限定した理由、体調が急変した際に使えない状況は、申請できる条件を整えるべきではないかという御意見が出され、執行側からは、福祉の観点で常時外出支援が必要な方というくくりで、予算的な点も考慮したポイントで、そういった変更、改善にしたいという方向でございました。

また、移動距離助成の差異はいかにかという確認で、中心部と山間部での目的地への負担割合について不平等という意見がございましたけれども、今回の半額助成、また上限1,000円、また回数が2倍ということで整理をさせていただいておるということでございました。

内容について確認しました。確認、対象者限定について、疑義の意見が多数あり、執行としましても検討するというので、この内容については継続調査案件とし、終了しております。

2件目、条例等について、3件の条例等についての調査をしております。

1件目、1件目、2件目が内容がかぶりますので、同時に調査をしております。

1件目が、佐々町学童保育条例を廃止する条例について、議案第73号案件でございます。

2件目、学童保育館設置条例（仮）の制定について、議案第74号案件でございます。

ともに、住民福祉課案件でございまして、内容としましては、議案上程されておりますので、詳細についてはここでは割愛させていただきます。

町が直接学童保育を運営するという趣旨のもと、この条例が制定されていると。現状に即した内容の条例等を整備したいという内容でございます。

委員から、障害児の受入れが県下で唯一できていないのが佐々町となっていると、今後はいかにかという確認があり、執行側から障害児加算を取っておらず、受入れが困難な状況であったけれども、今後は加算を付ける等で受け入れる方向で事業者と検討していくという回答がっております。

内容について、委員会としましては確認し、次回の定例会で提案が予定されております。各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

3件目、佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、総務課案件でございます。

この内容につきましては、継続調査を行っておりまして、令和4年3月に、全体見直しを行いたいという執行側の説明を受け、議会との意見を踏まえ、現在、組合とも協議中というような内容でございました。

内容について確認をし、3月定例会提案予定であり、継続調査案件とし、終了しております。

4件目、佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について、企画財政課案件でございます。

議案第20号案件でございまして、詳細については説明は割愛させていただきますけれども、企業版ふるさと納税のこの制度を導入し、本年3月策定した、佐々町第2期総合戦略の各事業の財源として活用できるように、この基金の制定を計画されているということでございます。

委員会としまして、内容について確認をし、次の定例会で提案予定、各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

5点目、佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございます。企画財政課案件でございます。

この案件につきましては、新年度上程予定ということでございまして、これまで平成16年地方自治法改正、条例で定めるところで長期継続契約が可能であったと、予算にて、債務負担行為をせずに長期継続契約ができる条例制定を本町が行っていないということで、県内他市町を

見てみると、ほとんどの市町が条例制定済みであり、今回、新年度、上程であるというような内容でございます。

委員より、機械警備、休日夜間管理を入れた考えはいかに等々の確認事項がっております。

委員会においては、内容について確認をし、新年度制定ということで3月定例会提案予定であり、継続調査案件とし、終了しております。

6点目、佐々町国民健康保険条例の一部改正について、議案第76号案件でございます。保険環境課案件です。詳細については、ここでは説明は割愛させていただきますけれども、概略、令和4年1月から、産科医療補償制度が見直され、分娩機関が支払う掛け金が引き下げられたと、しかしながら、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策として重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額においては、現行の42万円を維持すべきというような改正内容でございます。

内容について確認し、次回の定例会で提案予定、各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

所管事務調査3項目め、決算書についてでございます。

現在、決算書、決算説明書の見直しに関しての基本的な考え方について、現在までの検討状況を説明を受けております。

委員から、決算書備考欄の編集、工事等は何件表示があったほうが分かりやすい等、また、事業評価シートの工事等の全件が記載されるのか、いずれにしろ、突合できる資料が必要との意見が出され、委員会としましては、内容について確認をし、現在鋭意検討事項であり、継続調査案件とし、終了しております。

4項目めでございます。その他緊急を要する事案についてということで、新型コロナウイルスワクチン接種事業、3回目について、保険環境課案件でございます。

先ほど来より行政報告がっております内容とかぶりますので、ここでの説明も割愛させていただきますけれども、スケジュール的に緊急を要し、国の予算申請時期が未定であるため、接種に関するものを順次進めていく必要があります、専決、補正、新年度予算計上等が推察されるということで説明を受けております。

委員から、分かりにくい意見、チラシ等はいかにというような意見や県実施の大規模接種会場での接種者数の確認等の意見がなされており、委員会としましては、緊急ということで、専決を含めた予算対応案を確認しております。

次の定例会及び新年度予算上程も含まれており、各委員へ十分な検討を願い、終了をしております。

5項目め、し尿・ごみ処理についてでございます。し尿等前処理施設整備事業について、保険環境課、水道課案件でございます。

基本設計の段階において、想定事業費が大幅に増加する見込みとなったため、実施設計を取りやめ、以降を、町直営での性能発注方式へ切り替えたいというような説明を受けております。

委員より、変更見直しで県了解も得ているということであるが、基本設計の比率はいかに、性能発注方式は基本設計をベースにして示して出す形かなどの確認がっております。

委員会としましては、内容は確認したが、本日、町長不在の中での調査研究であり、産業建設文教委員会でも継続調査案件となっておる、執行権の中での事業変更とは理解するが、全員協議会という意見もあり、25日の総務厚生委員会の継続調査案件としながらも、調査について、委員長一任を確認させていただき、この案件につきましては、後日全員協議会での取扱いとなっており、出させていただきます。

以上、11月18日の報告は以上でございます。

最後に、11月25日9時から所管事務調査を行っております。

所管事務調査項目は、2項目、4件、その他報告として10件の報告を受けております。案件

ごとに報告をさせていただきます。

所管事務調査1件、1項目め、条例等について、1件目、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

この案件については、議案第75号、住民福祉課案件であり、詳細説明は、ここでは割愛させていただきますけれども、改正の趣旨としましては、附則第3条の職員の経過措置を延長したいという内容でございました。

住民福祉課長から、来年春から事業者が変更されるということで、新規事業者への配慮のもと、国が示した運用幅の範囲内で改正を行いたいという内容でございます。

内容について確認し、次の定例会で提案予定されておりました、各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

2件目、佐々町消防団設置条例の全部改正について、総務課案件でございます。

現在の佐々町消防団設置条例が消防組織法18条に規定してあるものと相違しているため、佐々町消防団設置条例を佐々町消防団設置条例と佐々町消防団の組織等に関する規則に整理し、全部改正を行いたいという内容でございます。

この内容につきましては、新年度から行いたいということで、令和4年3月定例会で上程予定と、議員各位の意見、分団等の調整を再度行いたいという内容でございました。

委員会としまして、内容について確認をし、令和4年3月で提案予定ということで、継続調査案件とし、終了しております。

3件目、農業集落排水条例等の改正について、この案件は、議案第77号で上程されております。水道課案件でございます。

詳細については、割愛させていただきますけれども、令和3年度をもって農業集落排水事業は、公共下水道事業接続が完了し、廃止すると、関係する条例、規則等の改廃を本定例会に上程予定ということで調査を行っております。

いずれも、施行期日は、令和4年4月1日でございます。

委員から、農集排受益者加入金の取扱い等についての確認の意見がなされております。

委員会としまして、内容を確認、次の定例会で提案予定されているけれども、委員の指摘により、懸念されるポイントがありました。執行においては、再度精査し、対応をお願いしております。

各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

2項目め、その他緊急を要する事案について、今回総務厚生委員会としましては、議会としましてのタブレット端末導入について調査研究を行っております。

タブレット端末導入ということで、近隣議会、佐世保市、松浦市、川棚町の状況を調査させていただき、各委員へ資料を配付、協議、検討を行っております。

委員会としましては、結論までには至っておりませんが、総務厚生委員会の意見を取りまとめ、全協なり、議長にお願いし、委員会としましては継続調査案件とし、終了しております。

続きまして、その他報告としまして10件の報告を受けております。順次、項目ごとに報告をさせていただきます。

1件目、企業版ふるさと納税について、企画財政課。現在、活用できるように、国の内閣府宛て、地域再生計画の認定申請中ということで制度の説明を受けております。

今後、企業へのアプローチ方法の検討等、町のホームページ募集及び企業への働きかけを行いたいという内容でございました。

2件目、広報さざのリニューアルについて、企画財政課案件でございます。

3年間委託しておりました事業者との契約が令和3年10月31日満了、新たな事業者選定を公募型プロポーザルにより選定されているということで、長崎市の事業者で、令和3年11月1日

から令和6年10月31日までの契約でございました。

3件目、松浦鉄道株式会社に対する持続化支援について、企画財政課案件でございます。

コロナの影響下で減収、第6回幹事会において、支援の必要性が認められ、松浦鉄道自治体連絡協議会で協議し、支援してということを確認されたという報告を受けております。

4件目、学童保育について、住民福祉課案件でございます。

口石学童保育施設リース事業者の選定状況について報告を受けております。公募型プロポーザルで、1者のみの応募でございましたけれども、長崎市の事業者に令和4年度から供用開始ということでございました。

佐々学童については、再プロポーザルを実施し、1者の申込みがあったと。プレゼンテーションを12月10日予定しているという報告でございました。

5件目、各種証明書のコンビニ交付状況について、住民福祉課案件でございます。

各種証明書のコンビニ交付を10月4日から開始し、1か月半経過しておるということで、利用率が、10月が2.39%、11月が5.41%という状況報告を受けております。

6件目、令和3年12月議会、人事案件について、総務課、税務課案件でございます。

今回、提案されております固定資産評価審査委員会委員の選任案件があるという報告を受けております。

7件目、人事院勧告について、総務課案件でございます。

人事院勧告が閣議決定され、人事院勧告どおり実施予定されていると。時期については、令和4年6月減額調整、期末手当の0.15月の減給ということで、この案件につきましては、令和4年3月上程予定という報告を受けております。

8件目、廃止条例について、総務課案件でございます。

施設がない、実情がないという条例が6件、名称変更が1件、この改正等々を新年度、令和4年3月議会に提案予定である旨の報告を受けております。

9件目、国民健康保険税について、保険環境課案件でございます。

現在まで税率改正の検討資料を示され、基金残高見込み、保険税収納必要額の試算等の資料の報告を受けております。

執行としましては、検討はしましたが、令和4年度引上げは厳しいという結論に至っているという報告を受けております。

10件目、子育て世帯への臨時特別給付金について、住民福祉課案件でございます。

先ほど来より行政報告も行われました令和3年11月19日、閣議決定された内容についての報告を受けております。

以上でございます。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わりたいと思います。詳細につきましては、お手元の総務厚生委員会報告書を御一読いただきたいと思います。

（総務厚生委員長 阿部 豊 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

では、産業建設文教委員会から、所管事務調査の概要について報告いたします。

開催日は、11月17日水曜日午前8時40分より行いました。

出席委員は5名で、全員出席及び議長も出席なさっています。

会議概要は、4項目の事案について所管事務調査を行い、執行よりその他2件の報告を受けました。

では、所管事務調査、1、幼児・学校・社会教育及び整備について教育委員会のほうから報告がっております。

1、GIGAスクール児童生徒用タブレット端末の運用について、佐々小学校視察を行っております。現地視察は、教育委員会及び佐々小学校の配慮により、午前9時より10時30分まで、1年から3年生、6年生の各1クラスを視察させていただきました。

2、農林業について、農業委員会からの報告です。

①農地法第4条、5条、転用の未完了について。農地法第4条は、本人が所有する農地を転用される場合、農地以外の目的に使用、また農地法第5条は、本人が所有する農地を第三者が転用、農地以外への目的に使用するものの説明があり、平成23年度より令和2年度まで、農地法第4条、5条、転用の未完了状況は14件あり、今後転用未完了の事業については、事業促進と業者への進捗状況の最後の完了まで確認を進めていくと説明を受けました。

委員から、転用の未完了地を法的に農地転用を取消することができるかとの確認があり、許可自体は県が出されているので、確認をするとの説明がありました。

3、上下水道事業について、水道課より、1、し尿等前処理施設整備事業について、基本計画の整備において、想定事業費から大幅に増加する見込みとなったため、日本下水道事業団との業務支援協定による基本設計以降を町直営での性能発注、設計・施工一括での発注方式へ切り替えることについて説明を受けました。

この案件については、先ほど総務委員長のほうからもお話があったように、十分な検討が必要ではないかと当委員会では継続調査とし、全員協議会でまたこの話は持ち越すということになりました。

4、条例等について、1、農業集落排水条例等の改正について、水道課。角山、志方施設の公共下水道への接続、財産移管等が完了し、農業集落事業から、公共下水道事業へ移管をするため、関係条例等の改廃について説明を受けました。

1、公共下水道条例の改正について、水道課よりです。

公共下水道使用料の改定に伴う条例の一部改正、この案件は、令和4年4月1日に20円の引上げ、令和7年4月1日に20円引上げの予定の説明を受けました。

委員からは、物価上昇、所得は伸びない中で、住民負担分を極力控え、使用料は上げるべきではないとの意見もありました。

次、(仮称)佐々観光センター設置条例(案)について、産業経済課からありました。

現在、佐々駅舎改修工事は、地方創生推進交付金事業にて実施、令和4年2月28日の完成予定後は、佐々町観光センターとして運営するために、条例等について整備を行っているとの報告を受けました。

次、水田農業確立推進事業基金条例を廃止する条例について、産業経済課から報告です。

この条例は、平成2年3月31日に制定されており、事業の内容は転作確認事業で、基金にて事業化されていたが、廃止するとの説明を受けました。平成元年、平成2年で、この事業は終わり、現在の制度に切り替わっているとのことでした。

委員から、口頭での説明で理解できないため、資料請求の要望がありました。

次、佐々町技能訓練センター条例を廃止する条例について、産業経済課からの報告です。

昭和50年5月1日制定、北松建設技能協会に技能訓練校を貸付け、管理運営がされていましたが、平成18年度をもって管理終了、今回廃止条例を提出するための旨報告を受けました。

その他、報告事項にまいります。

1、事業の繰越について、水道課。水道事業、①平野・木場・角山地区配水管更新設計業務委託事業繰越、②浄水場設備（1号ろ過池設備）更新工事繰越。公共下水道、①し尿等前処理施設建設工事（委託）の繰越しです。②大新田中継ポンプ場設備更新実施設計業務委託を事業繰越しとのことです。③大新田中継ポンプ場耐震対策工事实施設計業務委託事業も繰越しとのことでした。

上下水道事業で、次年度へ繰越しが見込まれる事業の概要について説明を受けました。

2、公用車による交通事故の和解及び損害賠償について水道課より報告があり、9月に発生した公用車による交通事故の和解と損害賠償額の予定について報告を受けました。

続きまして、日にちが変わりまして、産業建設文教委員会が11月19日金曜日に1時半より会議を行っております。

会議の案件は、3項目について、所管事務調査を行い、執行より、その他7件の報告事項を受けました。

その1、所管事務調査、1、事業の進捗状況調査について、各課より報告を受けました。

1、投資的事業の進捗状況調査について、建設課、道路・公園・河川・町営団地・災害応急工事などの進捗状況報告を受け、産業経済課のほうからは、大新田中継ポンプ場補修工事・佐々駅舎改修工事・ため池状況・農道、林道路肩伐採工事の報告を受けております。

教育委員会からは、小中学校施設整備工事、町施設整備工事などの報告を受けました。

水道課、上下水道事業整備工事の進捗状況の報告を受けました。

2、道路・河川整備計画等について、建設課のほうから報告を受けております。

町道の路肩伐採、通り抜けられない道路について、道路の通り抜けできない路線が84か所あり、農道で整備された路線13、開発整備された町道は20路線あるとの報告を受け、緊急的な部分の路肩伐採については、9月に補正を行い、入札に向けて準備しているとの説明を受けました。

3、農林業について、産業経済課。分収林、この分収林について、ちょっと補足説明させていただきます。

分収林とは、造林者が契約により町有林に植林をして、一定期間育て、伐採し、その収益を町と造林者で、一定の割合で分収する制度との説明でした。

佐々町の分収林契約の経過として、大正10年に佐々村部落有財産整理委員会と佐々町の協定が結ばれ、収益が発生した場合の分収の割合が決められていたそうです。

佐々町と各集落の覚書として、昭和60年に町が受け入れ、収入金の配分を各地区に配分すると取り交わされていたそうです。

また、昭和39年、県林業公社と分収契約締結され、分収の割合は、林業公社60%、町20%、地元20%とされた。

その後、平成18年に分収割合の変更契約が行われ、林業公社80%、町10%、地元10%となっているそうです。

今回、平成20年からの収入金について、5地区への配分を行うため、令和4年度当初予算へ計上する準備をしているところであります。

今後、5地区に協定の結び直し等を含め、地元としっかり協議をしていきたいと思っていることの報告を受けました。

4、その他にて。1、し尿等前処理施設の整備事業について、全員協議会で取り上げるようにします。2、新型コロナウイルスワクチン接種事業3回目について。3、公共下水道条例の改正について、追加資料3件の説明を受けました。

その他の報告事項にまいります。

①大新田排水機場補修について、産業経済課から報告を受けております。2号機ポンプの分解状況及び進捗状況と今後について報告を受けました。

②新型コロナウイルス感染拡大の影響による飲食店向けの支援について、2つの飲食店給付金に係る申請状況について報告を受けました。産業経済課でした、それは。

③大雨による災害について。

1、8月11日からの長雨・大雨での災害の追加について報告を受けました。これは産業経済課からです。

12月補正後、標準工期の確保ができないため繰越し予定、農地3件とのことでした。

次、大雨による災害について、建設課。河川1件、道路3件及び千本法面。この千本法面以外の4件は12月補正後、標準工期の確保ができないため繰越し予定となっているそうです。

④事業の繰越しについて、建設課。災害以外の工事で、年度内に標準工期の確保が困難となっているため、次年度へ繰越しする事業の説明を受けました。

⑤皿山公園遊具事故について、建設課より報告があり、令和3年2月21日、遊具事故発生から最終結果までの経過報告を受けました。

⑥西九州自動車道4車線化工事について、建設課よりの報告です。現地の進捗状況及び工事に伴う残土をサン・ビレッジさざ北側町有地の一部を短期貸付けとして仮置場についての説明を受けました。

⑦番、GIGAスクール児童生徒用タブレット端末の運用について、教育委員会からの報告を受けました。佐々町児童生徒用タブレット端末等貸出要綱により、タブレット端末の運用概要の報告を受けました。

今回これで終わりですが、産業建設文教委員会としましては、11月17日にタブレットの視察として委員皆そろって佐々小学校のほうにお邪魔して、タブレットの、先ほども申しましたが、現地視察をさせていただきました。これは産業建設文教委員会としても大変意義のある現地調査ではなかったかと思われまます。

今後も現地調査を極力行いながら、住民の皆さんとの関わり合いを深く持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

以上です。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告を終わります。

日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（11時33分 休憩）

（11時40分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1番。

1 番（平田 康範 君）

ただ今、議長より質問の許可をいただきました、1番、平田です。あと12時まで20分しかございませんけど、できるだけ早く終わりたいと、回答を早くしていただければ終わるかと思っておりますので。

本日は通告書にそって、次の質問をいたしたいと思っております。

1項目めでございますが、これにつきましては農家の方々からいろいろとお話を伺ったことを申し上げながら、農地の保全と農業振興について質問をいたします。佐々町の農業で主な作物は、御存じのとおり米生産でありますけれども、農協で支払われています米の概算金、この価格を参考までに申し上げますと、令和2年産のヒノヒカリですね、これは30キロでございますが、普通米の1等が6,550円です。2等が6,400円、それから3等米で5,900円であったわけでございますけれども、3年産では1等が6,050円、2等で5,900円、3等で5,400円ですか、ということで、前年対比でことしも500円の大幅な下落をいたしております。

米の概算金の額を見まして、農家の方はあまりの下落に失望したとか、それから米だけでは採算が取れない、あるいは、もう農業を続ける意欲もなくなったとか、それから、また誰かに農地を貸したいというようなお話をお聞きをいたしております。このように、米価の下落、この要因は御存じのとおり消費者の食生活の変化もありますし、また輸入米ですね、政府がもう輸入米をどんどん増やしているわけです。そういった要因もあろうかと思っております。

さらには、収入面でなくして、今度生産コスト面、これを申し上げますと、今日、御存じのとおり燃料費の高騰、さらには生産資材の高騰など、マイナス要因も加わり、米生産農家をはじめとしまして、本町ではイチゴ農家もそこそこおられるんですが、そういった施設、栽培をされている農家、それから本町においては畜産業、この方も相当おられますけれども、そういった方についてはトウモロコシ、それから大麦など、輸入穀物の値上がりということで、飼料価格がやはり昨年からしますと相当高騰しているようでございまして、大変厳しい環境にあるというのが現状です。

農家の方々にはいろいろとお話を伺う中で、二重、三重の失望感で、将来に不安をお持ちであるということ、私も実感をお聞かせしております。今後、このような状況が続けば、農業振興を図ることができるのかというようなことも考えられます。そういうことで、町長は今申し上げましたように、今日の農家の実態をどのように捉えておられるのか。また今後、農業振興を図るためにどう対応し、対策を取っていかうとお考えなのかを、まずお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員の御指摘のとおり、農家の実態、それから今後の農業振興というのは大変厳しい状況になるのではないかと、私どもも考えておまして、御存じのとおり全国的に農業従事者の高齢化と、それから後継者の不足というのは大変深刻でありまして、本町も例外ではないということで、担い手とか労働力の確保とか育成が重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

先ほどお話がありましたように、米作を例にされましたけど、やはり米価の下落に伴いましたの売上げの減少とか、先ほどありましたように食生活の変化で、米がそんなに売れなくなったということもありますし、やはり経費が増加しているというのも多分にあるのではないかと考えています。また農家におかれましては、やはり1等米の率とか、それから収量の増加のために農協が今、推奨している「なつほのか」の作付けに取り組まれているということでござい

ますけど、ここ数年収穫を前にして、災害とか台風被害が発生しているということをお聞きしているところでございます。

本町の農業振興につきましては、やはり経営規模の大小や、それから地域の条件にも関わります生産性の向上を図りながら、安定的で持続性のある農業構造を実現していくということが大変、これは重要であると考えていますけど、なかなか厳しい状況であると考えておるところでございます。また、国の交付金を活用しながら、交付額の高い作物への転作というのを推進しているわけですが、なかなか厳しい。

それから、二期作を含めた農業所得の向上に向けた、収益の強化も進めていかなければならないと考えているところでございまして、農業の現場では人手に頼る作業とか、熟練者でなければできない作業っていうのも大変多くて、人出の確保とか省略化による農業の負担の軽減が必要な課題ということもありますので、町としましては認定農業者の確保とか集落営農の推進、それからスマート農業の技術の普及っていうのも軸にしながら、今後は農業の振興を行っていかねばならないんじゃないかと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

ただ今、町長のほうから、農業振興についての一端をちょっとお聞きいたしました。この農業振興を図るためには、やはり農地の保全、これが一番大事であろうと私は思います。そういうことで、農地の保全対策でありますけども、今日の状況は、今言われましたように担い手不足とか、あるいは高齢化など人的な面に加えまして、圃場整備がなされていない山間部の棚田の一部は、現在農作業道路が整備されていないと。さらには、山間部におきましてはイノシシなどの有害鳥獣による被害などの環境面、これが要因となり耕作放棄地が拡大しているというのが現実でございまして、その結果、町が進めております農地集積、この推進にも厳しい状況にあると、私は判断をいたしております。

農地保全につきましては、農家自らの自助努力に加え、町長がいつもこの農業振興等について言われておりますけども、中山間地域直接支払事業とか、あるいは多面的機能支払交付金事業、そういったものを活用してはどうかというようなことでございますけども、この組織の皆さんによる地域の共助、この取組みも限界にきているのが現実であります。そこで、圃場整備については、町独自の取組みというのは厳しいわけですが、言いますように本町は山間部に棚田が多く存在しており、圃場に進入する道路、これが整備されていない箇所が多く散見されております。

そういうことで、全国各地に圃場進入中に農業機械、こういったものが転落し、尊い命が失われる事故が多発いたしておるのも今日です。本町においても御存じのとおり、過去においてこのような事例は発生をいたしております。今日においては、やはり農業機械の進展、発達しておりまして、小型農業機械から中型、あるいは大型農業機械を購入される傾向にあります。棚田の農作業道路が整備されていなければ、自然として圃場の農業機械が搬入できない状況になります。農業機械が搬入できなければ、その圃場は耕作をあきらめるということになって、結果、先ほど言いますように耕作放棄地となるということでございます。

本町の農業は、そういったことで衰退の一途をたどることになりかねませんので、耕作放棄地の発生を抑制、それから農地集積を図る面からも、圃場進入道路の改良について、町として公的な立場から何らかの支援策を町独自で取り組むことも必要かと思うんですが、そこら辺について町長の見解を伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員が言われるとおり、本町というのはやはり中山間地域というのが大変多くて、やはりこの圃場整備をするには未整備地区というのが点在しております、やはり農家の方にとっては大変厳しい状況にあると我々も思っているところでございます。

この未整備の棚田というのが、農作業の農道の改良工事に対しての公の立場から町独自についての支援というのが、本町は中山間の地域の圃場が多くということで、安全作業を行うための環境整備というのも、やはり本町としましては十分な課題の一つだと認識はしているわけでございます。

しかしながら、本町の補助体制といいますのが、個人への助成金としてはおらず、地域団体で取り組んで補助をしているということでございまして、やはり受益者が2戸以上の場合、原材料による支給対応を行うということで、また多面的な機能構造ということで、直接支払交付金の取組みに対しましては、農道等への改良工事に対する補助項目の活用を推進していきたいと考えているところでございますけど、なかなか公的にそれをするというのが、今のところちょっとなかなか厳しいというのがありますので、十分協議をしながら、皆さん方と一緒にやってこの改修に向けてやらなければならない、改修に向けてやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

農作業道路の整備、改良につきましては、やはり個人ではなくしても組織で、集落でやる場合もございますので、そういったものについては、今言われましたような対応をできるだけとっていただきたいということを申し上げて、次の就農者の減少、それから高齢化に対する営農支援策についてお伺いをいたします。

先ほど、町長もスマート農業と言われましたけども、このスマート農業につきましては、9月定例会において、同僚議員も関連して質問をされていますけども、私も就農者の減少、それから高齢化など、本町の農業が直面する課題を解決するためには、やはり農業技術を農業の現場に導入、普及させることで、人手不足、それから作業の効率化、またコスト低減などが解決でき、農業振興策としてもスマート農業への移行が今後は必要との思いから、質問をさせていただきます。

私の地区もドローンによる農薬散布をここ2年前ぐらいから実施されているところでございますが、そういったことで、私もスマート農業の一端を経験をいたしております。このスマート農業を普及、拡大させることができれば、やはり、今後農業を担う後継者に魅力ある農業経営ができるんだというようなことの発信もできるでしょうし、本町においてスマート農業推進協議会、これが設立されていますけども、効果的なスマート農業の普及を図るため、この協議会ではいろいろな実演、実証を行いながら活動されています。

やはり、今後そういったことで耕作放棄地が拡大することなく、農地保全、これはゆくゆくは農業振興に係るわけですが、農地保全に取り組み、佐々町の農業が先ほど町長も言われました持続可能な農業ということで、この農業として発展するために、スマート農業技術を速やかに普及、拡大させていくことが新たな農業振興策だということで、新年度からでもこういった形で取り組んだらいかかという思いから見解を伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

スマート農業の普及、拡大というのは、やはり就農者の減少とか高齢化などということであれば、やはり少しでも負担を減らせる本町の農業が直面している課題ではないかと思っていますし、やはりスマート農業の技術を農業の現場に導入して普及、拡大をしなければならない。これは今から必要不可欠ではないかと考えているところでございます。

先ほどもお話がありましたように、昨年度のスマート農業の実演としまして、自動運転での田植え機やラジコンの草刈り機とか、それからドローンによる先ほどもお話がありましたように、農薬散布の防除作業を行われたわけでございます。

本町については、中山間地域で問題が多いわけでございますけど、地理的に厳しい条件にあるために、今後やはりこういうことでスマート農業を普及しなければ、なかなか農業関係も厳しくなると思いますので、普及拡大に向けて取り組むというのは大変必要であるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

すみません、1番ちょっと。まもなく12時になりますけども、一般質問が終了するまで会議を続けさせていただきます。

1番。

1 番（平田 康範 君）

スマート農業の導入、普及については、やはり町長もそのような思いだろうと思います。

ただ、本町においては中山間地が多いということで、例えば田植え機とか、それからコンバインとか、そういったものについての導入等はなかなか厳しい環境にもあるんですが、現在、農薬散布、これについては本格的にやはり取り組みをされている地区がございまして、

そういうことで、このドローンによる農薬散布の普及推進と、それから効果検証について、伺いをいたしたいと思います。

水稻栽培で大変労力的に厳しいのが、収穫量の増加を図るための病虫害防除作業なんです。しかしながら、人員不足、また高齢化、また防除作業については夏場の防除でございまして、やはり熱中症など、そういったものにも用心をする必要があるということで、課題も多く人力だけでは、この防除作業というのは、個人でやるのは限界に近いんですね。

そういったことで、このドローンでの農薬散布は、手軽に取り組むことができる。またコスト低減や作業時間の短縮などメリットが多いということで、先ほど言いましたように各地区において、ドローンによる農薬散布を本格的に実施されているのが今日です。

この活動組織で、ドローンを所有して作業を請負するという点については、さきの一般質問でも町長が回答されておりますが、費用対効果、この観点からしますと、やはり現状は業者による委託作業というのが肝要かということで私も思っております。

今後、この業者による受託請負面積、これが増えると、やはり現在の請負単価、反あたり幾らというのが農薬代込みで幾らと決まるんですが、そういったものの単価もですね、やはり面積が増えればそれなりに単価も検討していただけるんじゃないかと私は個人的には思っております。

そういうことで、次の2点について伺いますが、まず、1点目として、このドローンによる農薬散布農家の増加を増やすために、町として作業には普及サポート面で積極的に関わる考えはないかということと、2点目は、現在、本格的に取り組まれている農薬散布について、や

はり町のスマート農業推進協議会、ここと連携を密にしながら効果を検証して、このスマート農業の取り組みについて支援策等を検討すべきじゃないかということで、この効果検証の必要性としての検討について、この2点ですね。普及に向けたサポート面で積極的に関わる考えはないかと、それと、今、実際行っていることについての効果検証、この必要性はどう思うのか、それから支援策の検討、これをどうするのかということについてお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ドローンの今お話がありましたけれども、農薬散布の普及推進ということの効果検証についてでございますけど、やはり今の農業を考えますとやはり負担軽減といえますか、労力の負担軽減をするためには、ドローンによる農薬散布というのは大変必要なものであるのではないかと考えておるわけでございます。

今、しかしながら先ほどお話がありましたようにドローンの購入とか、それからオペレーターの研修には多額の費用がかかるというお話もありましたし、また補助事業が今これに対してないわけございまして、費用対効果というのをするとやはり今のところでは委託するのが一番最適ではないかと、効果的になるのではないかと考えているところでございまして、ドローンによる農薬散布の効果についてはやはり農家の皆さん方の聞き取り等を含めて、やはり検証作業というのをやらなければならないと思っていますし、今後はやはり営農組合長会とか、それから集落の座談会もやっていますので、それをとおしながら効果とか取り組み希望というのを取りまとめして、やはり使っていただくような調整といえますか、それをやらなければならないと思っていますし、また、先ほどスマート農業のお話がありましたように、推進協議会というのがありますので、その活用についても町としましても提案して、やはり必要性というのをお願いして問うていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、2項目めで通告をいたしております、消防団の活性化に向けた処遇改善についてお伺いをいたします。

消防団は、御存じのとおり消防組織法第9条で市町村は消防事務を処理するための機関として消防本部、消防署及び消防団のうち全部または一部を設け、これは市町村長が管理することとなっております。また、第6条では市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると明記をされております。

これはもう皆さんも御存じのとおり、消防団は市町村の非常時の消防機関でありまして、その構成員である消防団員、これはほかの本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、自らの地域は自ら守るという精神に基づき消防防災活動を行っていただいています。

しかしながら、団員確保については、お聞きしますと大変厳しい状況にあり、若年層の人口減少や、それから被雇用者の増加、それから地域住民の理解が十分に得られない、あるいは団員確保に向けて地縁というのも活用をされているわけですが、そういった地縁を活用した団員募集、これも限界にあるとお聞きをいたしております。

そのようなことから、団員の職業構成ですか、これは以前においては自営業の方がほとんど

の中心であったわけですが、今日においては被雇用者である団員の割合が全国的に増加しておりまして、全国平均ではありますけれども昭和43年の26.5%、これが令和2年度は73.9%に達しているというような状況です。このように、団員数の減少とそれから団員構成の変化、これが消防団の運営に影響を及ぼしていると言われております。

近年の大規模災害は行政のみで、この対応はもう不可能というのはもう言うまでもないわけですが、やはり行政と消防団が一体となって取り組むためには適正な規模の活力ある消防団の確保、これをいかに図っていくかが各地域それから市町村の切実な課題となっており、今後の消防団の在り方について検討が急務とされています。

平成29年、前に私も一般質問でお聞きしましたが、長崎県及び市長会、それから町村会が長崎県商工会連合会と、それから消防団活動の充実に向けた支援協定、これが締結されまして、また本町の、さらには佐々町の商工会と消防団活動の充実、強化に向けた支援に関する協定が締結されまして、団員確保に努められているということは理解をいたしております。

また、さらには災害発生時における消防団の救護活動の後方支援といいますか、そういったことの充実を図るために、佐世保電気工業協同組合、あるいは北松歯科医師会などの団体、組織関係機関と災害時の支援に関する協定を結び、防災活動強化にも取り組みをされているということについては理解をいたしております。

本年8月発行の消防団新聞、これが発行されておりますので、これを見ますと、本部で団長以下副団長それから女性消防団員で10名ですね、それから第1分団20名から、あと第2分団からずっと第7分団までございまして、本町の団員数が今180名ということですね、このマップをトータルして計算してみますと180名ですね。条例の定数は団長以下、これが補助団員も含めまして202名となっております。ですから、先ほど言いました180名ですから、この180名が補助団員が含まれた180名かは私も把握はしておりませんが、この数字を見る限り、やはり団員確保は厳しい状況にあると思われまして。

そういうことで、今後、更に消防団の活動支援、また、団員確保に向けた新たな方針があればちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

団員の確保というのはなかなか厳しいわけがございます。先ほどお話がありましたように、本町は平成30年8月27日に佐々町の商工会と消防団の活動の充実強化に向けた支援協定というのを締結しておりまして、その後、消防団に対する取り組みとしましては、機能別の団員という制度というものを作っておりまして、すなわち補助団員制度を令和2年4月から導入しておりまして、現在5人の方が入団されております。

そして、もう1つは新規採用職員についても、消防団員の加入というのを今進めているところでございまして、令和2年4月から町外居住職員についても消防団への加入ができるように条例改正を行ってございまして、現在13人の職員が消防団に入団しているということございまして、今後は、消防団員の確保と、それからもう1つは、いわゆる消防団員の処遇の改善も求められておりますので、出勤の報酬の創設とか、いろいろ提案させていただきながら、やはり消防団というのは我々の一番の頼りでございますので、やはりこれをやっていきたいと考えておりますので、そういう取り組みをやらなければなかなか団員確保は難しいと思っておりますので、そういう取り組みをやりながら、消防団員の確保に向けてやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、消防団の活性化、それから団員確保、これに向けて、ほかの自治体の取組みをちょっと紹介しまして考えをお伺いしたいと思うんですが。

実は本年10月30日に、これは長崎新聞に掲載されていたわけですが、長崎市の取組み、これが紹介されております。内容は、消防団活動への支援を地域全体で広げ、団員増につなげることを目的とした企画であります。その企画が、消防団協力事業所や、それから消防団員を対象とした割引サービスなどが受けられる消防団員応援の店の所在地が示されたマップ、まあ本町の消防団誌も出てますけども、このマップを作成されまして、そのマップには、「地域を守るという使命感が生まれた。」と、あるいは「人のためになることをしたい。」といった若手消防団員の声も掲載をされています。このマップ、今後、これをイベントなどで配布ですね、このマップを配布、また、新たにポスターも作り、各地域センターや協力事業所などに掲示し、周知を図っていかれるようでございます。

協力事業所、これについては消防団に入団しやすく、団員が活動しやすい環境を整えることを目的に、2009年からこの制度を長崎市は導入されておまして、現在、130事業所を認定されているようです。それから、また、先ほど言いました応援の店ですね。これが、飲食店とかホテルなどで約25か所が指定をされているということでございます。この取組みは、地域貢献をしている事業所を知ってもらうとともに、協力の輪を広げていき、ひいては団員増加につなげていく企画だろうと思います。

佐々町においても、消防団員新聞を発行されていますが、ほかの自治体の取組みを一例ちょっと申し上げてみますけども、まず、団員確保に向けて、本町も来年、成人式が行われると思うんですが、団員確保に向けて、成人式における消防団のPR活動ですね。それから、消防団の体験フェア、そういったものを開催されている自治体もございますし、また、消防団活動支援といたしまして、消防団協力事業所表示制度ですね。さっき長崎市のを言いましたけども。本町においてもこの制度は入れてあると思うんですが、表示そのものがしてないと思うんですけども、そういった取組みをされておる消防団のサポート事業のいろいろな取組みが企画されております。そういったことで、本町もやはりほかの自治体の取組み、成人式を活用するとか、あるいは、この消防団の体験フェアとか、防災訓練と合わせてやるとか、そういった企画をすることによって、やはりいくらかでも団員確保につなげていけるんじゃないかと思うんですから、今後はこういったことについて、他の取組み、ほかの自治体の取組みについて調査研究をされるのかですね、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

なかなか厳しい確保の状況でございまして、近年、やはり全国各地で水害とかが頻発しておりますので、被害が多様化しているということで、今まで消防団の役割というのは、やはり大変重要なものになってくると。やはりこれからいろいろな深刻化していく自然災害に対応していくためには、やはり地域の防災力を高めるとというのが、我々も大変必要になってくると思っていますので、大変我々としても、やはり団員の確保というのは、厳しい中でどうするのかというのを研究しなければならぬと思っています。やはり本町といたしましては、先ほどお話がありましたように、消防団と本部の皆さん方と色々な協議を行いながら、先ほど平田議

員がおっしゃったように、先進的な取組みを研究しなければならないと思っていますし、それを考えて協議をしながら、町としましても団員の確保に十分努めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

この団員確保とか支援、これについては、やはり調査研究をされることを求めて、次の質問に入ります。

今日、全国各地において風水害が頻繁に今発生しておりまして、地域の防災力を高めることが大変重要であるということで認識されていますけども、それに加えて、さらに自主防災組織の強化や消防団の活性化が求められています。

消防団は地域の安全安心のために、言いますように、献身的かつ奉仕的に活動をされており、地域における身近な消防・防災リーダーとして重要な役割を担っていただいています。しかし、本町の各分団においては、もう何度も申し上げますが、団員確保に苦慮されているということでございます。

本年11月25日開催されております総務厚生委員会の資料を基に、団員確保の観点から、消防団の活性化についてお伺いいたします。

これは3月議会であるということですが、本町の消防団設置条例は、消防組織法第18条に規定してあるものと相違があるということから、先ほど委員会の報告でもあっておりますように、佐々町消防団条例の改正方針が示されております。

改正の内容は、出動手当について出動報酬を創設しまして、国の基準に準じるよう、報酬の見直しが示されております。消防団設置条例第13条2項で「報酬及び費用弁償の支給方法は特別職の職員で非常勤の者の例による」と明記されております。ということは、団員個人へ直接支給ということだろうと思います。

そこでお伺いしておきたいんですが、今、全国で問題になっておりますのが、消防団活動に出席しない団員、いわゆる幽霊団員って言われているんですが、そういった団員が本町の分団に在籍されているならば、大変団員が減少してる中ではありますけども、やはり年額報酬とか、それから出動報酬、これが団員個人へ直接支給となれば、今後整理が必要になってくるんだろうと思うんですが、この対応についてどのようにお考えなのかお伺いをいたしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、幽霊団員、まあここでちょっと言葉が悪うございますけど、整理についてのお考えの形ということで御回答差し上げます。

消防団活動に全く参加してない団員が報酬を受けていることというのは、これはもうあってはならないことと考えております。そう言いながら、国のほうが「一定期間出動実績がないことのみをもって団員を退団させることは、必ずしも適当でない」という通知もあっております。この辺につきまして、消防団の現状を調査しながら整理したいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはり団員個人に支給ということですから、そこは、やはり明確にやっぱりされるべきだということを申し上げて、次の質問に入ります。

分団運営費の見直し、これについての見解をお伺いいたしますが、先ほど言いますように、団員に支給されます年額報酬は、国の基準を上回った額で条例に定められております。このことについては、やはり団員の士気の低下、また、団員確保の観点からしますと、佐々町はいい報酬額になっているのかなというふうに思うわけですが、一方、消防団運営費、分団運営費ですか。これについて、やはり再度検討をすべきじゃないかというような思いもあるものですから質問をいたしますが、消防本部の運営費について、現在、年額28万5,000円ですね、この補助金が支給されています。これは、火災とか自然災害など有事の際は、やはり現場にいち早く駆けつけ、そして、消火はもとより、住民の避難誘導、それから安否確認、救護活動などを行い、また、平時におきましては、毎月の消防機器の点検整備、これも実施されております。それから防災訓練とか、それから火災予防運動期間、それから、今から始まります年末特別警戒実施期間、これにおいては、やはり夜遅くまで防災予防啓発や巡視・警戒などに積極的に取り組みをされております。やはりこういった活動の中でですね、やはりそれなりの雑費的な費用も必要になってきているだろうと思います。

さらには、やはり団員を、分団を運営するためには、やはり会議等もある程度は開催しなければいけない。そういったときには、会議資料の印刷費とか、それから、事務用品の購入などの消耗品費、また通信運搬費など、分団には必要な経費と思います。

本部が総務課ですか、ここが把握している以上に、各分団においてはいろいろと経費が出ていると思うんですよ。そこでやはりある程度分団に配慮した、この運用については、やはりある程度の余裕といいますか配慮が必要じゃないかというようなことも思うわけですが。やはり今後、地域に密着した消防団の活動を進めていく中で、ガイドラインにありますようにアルコールなどを含む飲食費、これは団員の個人負担でされているんですが、そういったことで補助金ガイドラインですか、これがございますから、これにそって運営されているんですが、果たして現在の28万5,000円で分団の運営がスムーズにできるのかと。

また、消防団の活性化を図るためには、いろいろなこともしなければいけない。そういったものに、本当にこの費用で足りるのかというのが危惧されるものですから、やはりこの分団運営費の補助金の今後の在り方について、今日までのやはり実態、これをよく検証されて、見直すところは見直すということでやるべきだと思うんですが、これについては消防の管理者として町長の見解を伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、各分団の補助金として交付しております分団の運営費の補助金につきましては、現在28万5,000円ということを出しているわけですが、これについては維持をさせていただきたいと考えているところでございます。

令和4年度から報酬が個人支給になるということになりまして、各分団の運営方法とか、それから行事につきましても、各分団で見直しが必要になってくるのではないかと今のところ考えているところでございまして、令和4年度からは出動報酬等の条例改定については、本年の

初めから今消防団と協議をしながら進めておりまして、内容については御理解をいただいているところでございます。

しかしながら、今、平田議員がおっしゃったように、消防団員が入団しやすく、それから活動しやすい環境を整備するためには柔軟な対応というのも必要ではないかと考えておるわけでございます。やはり令和4年度以降にも補助金の使途状況につきまして確認をしながら、やはり消防団と十分協議をしながらいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）
以上で終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、1 番、平田康範議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩とします。

（12時30分 休憩）
（13時30分 再開）

— 日程第6 一般質問（阿部 豊 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、6 番、阿部豊議員の発言を許可します。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）
6 番、阿部豊でございます。通告書にもとづき、一般質問をさせていただきます。

「暮らしたいちばん！住むならさざ」古庄町長のキャッチフレーズ。様々な機会であげられ、広がっております。職員はもちろんのこと、住民にも本当に広く伝わっていると思います。

さて、そうしたキャッチフレーズのもと、これまでも多くの計画書を策定してこられました。近年も多くの計画書ができております。

そうした計画書が事業につながっていないのではないかと私自身感じる面があり、いや、私が気づいてないだけかもしれませんが、客観的に見て、いわゆる計画はつくるが、実施・実行は考えられていないのではないかと感じる点もあります。

そこで、庁舎建設やクリーンセンターの長寿命化、橋梁長寿命化など、特定の業務に係るものを除いて、近年予算執行した計画策定に係る予算・決算から見ますと、通告書に記載しております2か年にまたがって取り組んだ計画で見ると、都市計画マスタープラン、約1,800万、総合計画、約1,900万、地域防災計画、約3,000万、第1期地域福祉計画、約500万、第2期子ども・子育て支援事業計画、約500万、介護保険計画、約650万、単年度で実施した計画を見ると、道路網整備計画1,386万円、そのほか令和3年度予算では、男女共同参画計画330万、公共施設等総合管理計画改訂973万5,000円。2年度決算で、高齢者福祉計画、第8期介護保険事

業計画、これは2年度、元年度とまたがっております。こういった計画を合わせますと、総額で1億969万2,000円、予算を執行されているわけですよ。

高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画等は、この計画をもとに介護保険料の料金設定等、必要な計画もございます。しかしながら、今取り上げた計画と、そこに掲載された事業についての進み具合を今回尋ねさせていただきたいんですけども、質問の本質は計画策定費用のことではなく、計画書はつくったが、その計画どおりに進捗していない、若しくは計画どおりに進めることは難しいとしても、全く進んでいないということは何が障害になっているのか。

例えば、これまでも同僚議員が一般質問の中で、一般質問はするものの対応されないといった話を何度も耳にできております。特に、全般的な総合計画は別としても、短期・中長期的な事業展開として組み立てられている総合戦略については、選挙後の肉づけ予算となる、さきの9月補正でどの程度の予算計上がなされたのか。又は、令和4年度当初予算で計上予定していると、というものなのか。そういったお話をお聞きしたいと思っております。

質問時間は限られた60分でございますので、障害となっているものが何なのかをお聞きできればと思いますので、簡潔明瞭に答弁をお願いしたいと思います。

まず、総合計画と一緒に策定された総合戦略に、まちなか町有地活用事業や農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業があります。第1期計画にも掲載されておまして、まちなか町有地は幼稚園の解体、第一保育所、診療所の解体など、作業が進められております。

しかしながら、農業体験施設や皿山直売所は、全く手つかずでありながら今回の計画に掲載されております。どのように進めていこうというお考えなのか。直売所については、施設の設置条例すらない中で、指定管理者制度すら導入できないと、随分前にお聞きしたことがあります。本当に進める気持ちがあられるのかお考えをお伺いしたい。

この皿山直売所の建設にあたっては、建設及び周りのトイレ、公衆トイレ、私も現職時代に私が携わった事業じゃあるんですよ。だから、今お伺いしているのは、非常に誠に申し訳ないポイントも私自身あるんですけども、現状の状況をということで、本当に進める気持ちがあられるのかというポイントでお伺いしたい。

また、幼稚園、診療所、保育所、第一保育所の跡地は解体されて、跡地計画の協議はどのように進められているのかというポイントもあわせてお伺いできればと思います。1問目です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

各計画のいろいろな概要とか、その計画の事業実施状況については、各担当課長より答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

計画策定が多いということの御質問でございます。全体的に町の計画事業が多くなっていることに関しましては、やはり国の制度の創設とか拡充もあるものですから、そのこれにあたっては、地方自治体に対して新たな計画というのを策定しなさいということで求めているわけございまして、町としましては、各種の計画策定っていうのが多くなっている一因でもあると思っております。

しかしながら、やはりいろいろところで計画策定をしながら、できなかったっていうのもたくさん事情がありまして、やはり財政措置がされないものもあるわけございまして、やはり業務量の負担もその中に入っていて、やはり財政負担も少なくないということがありまして、これについては全国の町村会でも、地域の実情を考慮せずに、全国一律的な計画策定っていうのが義務づけられているっていうのが、やはり例が見られるっていうことで、これによって住民に必要されている行政サービスの実態とか、それから行政効率に支障が生じるおそ

れ、懸念があるってということで、町村の裁量に任せるようにってことは、申し出を国にも行っているところまでございまして、やはり本町としましても、そういう内容に応じては、複数の計画を1つにまとめるなどしながら、業務量とか費用の軽減に努めなければならないって考えていますし、やはり今後、いろいろな計画策定をしない、という選択も考えなければいけないではないかと思っていますので、また、個々の計画につきましては、各課長より説明させていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、お話がありました、まちなか町有地活用事業でございますけれども、この総合計画、総合戦略に掲げております、まちなか町有地活用事業につきましては、議員御指摘のとおり、まちなか活性化のための事業化に取り組むこととしておりますけれども、現在の状況ですけれども、令和2年3月に策定しました町有地利活用基本方針に基づきまして、内部委員会で整理・分類を行っており、その中では、民間による利活用を行うために売却処分が望ましい土地であるという整理を行っておるところでございます。

現時点では、整理・分類まで行っている状況でありまして、具体的な決定までは至っていないところでございます。

今後は、外部委員会などの立上げやサウンディング調査、このサウンディング調査と言いますのは、民間事業者から幅広く意見・提案を求めて、その対話を通じて土地の市場性とか事業の実現性などを調査することでございますけれども、そういうサウンディング調査なども含めて、処分の検討を行っていきたいと考えておりますけれども、いずれにしても、将来、町の中心部のにぎわいに起因するような場所になるよう、検討をしていかなければならないと考えております。

しかしながら、庁舎建設期間中は、役場裏の駐車場が使用できなくなりますので、近隣の町有地、まちなか町有地ですけれども、そこを駐車場用地として確保しておかなければならないのではないかと考えているところです。

今後、庁舎建設期間中は、職員の駐車場やイベント時の臨時駐車場、また短期貸付けを行いながら、可能な範囲での活用を行っていきたいと考えておりますけれども、あわせてこのまちなか町有地の具体的な方針を示せるよう、準備を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

農業体験施設、それから皿山農産物直売所の活性化事業につきましては、事業の進捗状況につきましては、今年度新型コロナウイルス等の防止のため、開催ができなかったということでございます。

今後の施設の企画、運営方法の策定につきましては、まだ検討の段階ではございますけれども、現時点では進捗がないという状況でございます。

ただ、今後、観光協会や商工会と連携をして、イベント等の開催を検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

まちなか町有地活用事業においては、町有地利活用等々の協議が進められていると。それで、民間への売却という意向が示されておるけれども、具体的にいつからという部分については、現状、庁舎建設が目前に控えておるということで、駐車場等イベント開催時のことも考慮してと。まあ、理解します。

結論がいつまでというスケジュールまでは示されていませんけれども、それなりの協議、検討がなされているというのは分かりましたし、その分については、見られている町民の方も、理解をされたんじゃないかなと思うんですけど。

申し訳ない。農業体験施設や皿山直売所についての協議が、コロナでということをおっしゃられているんですけど、これ課長、第1期の計画にも掲載されているんですよ。近々の話じゃないんですよ、そもそも論として。

今回、2期目には何としてでも進めたいということで掲載されているというふうに、引き続きの計画に盛り込まれていると。第1期は過ぎて、今2期ですよ。進まない理由が何なのか、障害は何なのかというポイントで私が聞いておりますので、現状コロナということは分かるんですけど、町の方針として、どのような計画の中でこの計画に盛り込まれているのかという方針が見えないので、誠に申し訳ない、私もその建設当時には、町長の命で、単費で直売所建設と公衆トイレを建設しなさいという勅命を受けて、まずは建設することを第一義に、補助事業を取ってこなければなかなか事業が展開できないというような時代ではあったんですけども、勅命で建設したなという思いがあるんですよ。

しかしながら、現状、施設の設置条例とか様々な縛りがありますよね。そういったところを整備してこなかったというのは、私としても責任があるんですけど、現状、いろんな計画の中に盛り込まれているわけですから、今後の展開含めてですね、そこんところは、どのように進めていこうというお考えなのかを再度確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業体験施設につきましては、やはり今の現状の体験施設っていうことで利用者が大体少ないわけですね。なかなか厳しいところはある。この体験施設をどう、ほかの方法が、利用する方法があるかないかっていうのも、もう少し検討しなければならないんじゃないかと。

やはり農業体験だけでなく、ほかのいろんな施設の利用方法、この体験施設をどういう方向に利用する方法もあるんじゃないかと思っていますので、そこを十分やはり政策推進会議とか課長会議なんかでも話をしながら、運営方法についてもやはり考えていかなければ。今のままではなかなか、農業体験だけでは厳しいところがあるんじゃないかとは思っています。

それから、皿山直売所についても、やはり運営方法についてどうするのかって。今の運営でいいのかっていうのももちろんあるわけですし、やはりこういう直売所がたくさん近隣にあるわけですね。これをどうするのかっていうのも、やはり今後考えていかなければならない。

これが今、阿部議員がおっしゃったように、我々として早く結論っていいですか、いろんな方向性を出さなければいけないわけでございますけど、これができなかったっていうことで大

変申し訳なく思っていますし、町としましても、そういうのを早急に原課と話し合いをしながら、また運営者と話をしながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

これ、まだ質問も多岐にありますので、掘り下げて質問は下げたいと思うんですけど、現状進んでいないというのは確認できたわけです。

町長、4期目です。選挙後の新聞には、集大成という記事が載っておりました。是非、町長のリーダーシップでこの事業を前に進めていただきたいと意見を述べて、次に移りたいと思います。

2点目、都市計画マスタープラン、現在策定作業中。新年度予算ではどのような事業が盛り込まれていく予定なのかお伺いをしたいと。

補助が活用できるとはいえ、1,800万もの資金が投入されているわけですよ。この計画を策定したから事業が進められたというような展開になるように、そのポイントをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

御質問の都市計画マスタープランの新規事業への考えについてですけれども、都市計画マスタープランは、主にハード事業に関する面からのまちづくりの方向性を決定し、土地利用、都市施設、都市環境の在り方などについて基本的な指針を支えるものとなるためですので、具体的に実施する事業は記載しておりません。しかし、全体構想の中で各課と調整を行い、基本的な方針としてまとめておりますので、この指針を基に事業を実施することを想定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

都市計画のマスタープランにつきまして、令和2年度から先ほど申されましたように、令和3年度までかけて策定するということではしております、進捗状況というお話がありましたけど、今、令和2年9月に町民の皆さん方の2,000名に対しましてアンケートを実施しております。そのアンケートその後、それから、係長クラスを中心とした庁内の検討委員会を2回、課長のクラスを中心とした調整会議を1回開催しております、企画策定に係る概要とか、本町の状況、アンケートの結果の分析を今協議しております、また、別に大学の先生が来られた外部の委員会のほうで構成しました策定委員会を二度しております、それから都市計画審議会を開催しております、協議を今進めているところでございまして、今年度につきましては、5月に国土交通省との計画の策定のヒアリングを行いまして計画を策定する考え、ヒアリングが実施されたということで、やはり今後の協議内容は都市づくりの理念とか基本方針を全体構想としまして皆さん方にお示しをさせていただきたいと思っていますので、今度1月にパブリックコメントを実施しながら、計画案に対する意見等を募集を行う予定としております、その

後、庁内で検討委員会をしながら、最終的な調整をして、都市計画審議会に諮って皆さん方に計画をお示しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

ちょっとポイントがずれていっていると思うんですけど、計画の内容を問うているわけでもございません、極論、理念とかいう部分ではなく、端的にこの都市計画マスタープランの計画によって、どのような事業が進められたと、実行に移るんだというところは、どういった、事業自体が明記されていないとはいえ、どのような事業展開を目的として計画を進められるのかというところをお伺いしたいポイントであり、もう一つ、この立地適正化計画も含まれておりましたけれども、これを策定しないと。なぜこの計画策定を進められたのか、スタート時点です。実際、立地適正化計画は策定しないことになったんですよね、スタート時はあったんですけど。

だから、この計画策定は、その立地適正化計画、取り組む前にどのような協議がなされて、都市計画マスタープランと立地適正化計画を進められたのか。そこも含めてですね伺いたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

新年度に新規事業で取り組む例といたしまして、具体的な一例ではございますけれども、例えば、建設課におきましては、全体構想の中で道路交通の方針として、人に優しい道づくりの推進のため歩道のグリーンベルト等の設置などを進めていくような事業を今のところ想定しております。

もう一点の立地適正化計画策定の取りやめの件ですけれども、当初、都市計画マスタープランの策定と同時に、立地適正化計画を策定するという事で進めておりました。しかしながら、この計画を策定していく中で、長崎県が想定最大規模降雨L2の洪水浸水想定区域を公表されました。その公表の中で3メートルから5メートル未満の浸水深区域が居住誘導区域案に大きく重なる形となりました。

国土交通省とのヒアリングの中で協議したのですが、町が居住を誘導する区域の中で災害、水害があり死者が出た場合、誘導している町に責任がないと言い切れないということの指摘を受けております。

当初、策定の当初からL2の公表が状況の変化と変わり、近年大規模災害が頻発する中で、誘導することを計画として位置付けることまでする必要性は、相当なリスクがあると考えた結果、立地適正化計画の策定は行わないということで判断いたしました次第です。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。L2状況は、いわゆる浸水被害が想定されているところに立地適正化計画で住民を立地してくださいと、誘導するのは危ないと。行政が誘導、責任をとらされるのでしな

いんだと、そういうふうを確認できるんですけど、それであれば、今度は地域防災計画の組みなおしという話にならんとかなと思うんですよ。浸水被害を回避するための町の施策は、防災計画はいかにと。そちらが今度は変わってくるわけですよ。

そういったところも今回の一般質問で私自身理解したんですけども、所管が委員会として、私は総務厚生ですので調査研究がちょっとできていなかったんで誠に申し訳ないんですけど、理解はします。

ただ、グリーンベルトを設置、一例ですけど。これは計画なくともしなければならぬんじゃないんですか。この都市計画マスタープランができたからグリーンベルトというのは、いささかちょっとお粗末じゃないかなと私は感じます。

やはり補助事業で大きな費用をかけて、大きな展開をするための事業計画じゃないかというふうに思いますので、そういった部分を住民は望んでいると。交通網の整備含めた町の抜本的な都市につながるプランじゃないかなと思うんで、そういった事業展開を住民は待っているわけですよ。

そこら辺を町長のリーダーシップで、まとめていただいて進めていただきたいと。理由は分かりましたんで、そこんところは是非とも頑張ってもらいたいということで、ちょっとこのポイントについてもここで、おさめたいと思います。

続いて、その地域防災計画ですよ。災害に向けて、どのような準備を進めていくことになるのか。危機になってみないと対応は分からない。極端にすると、何をどうしていいか分からないのが危機という学者もいるぐらいです。

難題だから、何度となく同僚議員から質問があったように、防災に関わる専門部署をつくるような取組みなどを検討してはいかがですかというような質問も多く上がっております。この計画をもとにどのような取組みを進めていかれるのかお考えをお聞きたい。

また、先ほど都市計画マスタープランではっきりしたL2状況が県が発表したと。浸水被害が大きく佐々町内にかかってくるんだと。そういったところ防災計画の取組みは、どのようにしているのか、あわせて答弁いただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

まず、防災計画の概要ということで、ちょっとお話させていただきます。

地域防災計画は、災害対策基本法40条に基づき、各自治体の長がそれぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画という形になっております。

これ本町も毎年防災会議に諮り計画を見直しております。令和3年3月に委託業務に出して防災計画を作り直しておりますが、これは以前の計画が大規模災害、いわゆる東日本大震災とかそういう部分について対応しておりませんでしたので、大幅な改訂が必要だったため、防災計画とほかに災害時の職員初動マニュアルとか、指定避難者の開設運営マニュアルとか、自主防災組織の活動マニュアルとか、業務継続計画とか、災害時の受援計画とか、あと国土強靱化計画、それにあわせて国民保護計画、いろんな計画を一緒にあわせて策定しております。

基本的に地域防災計画というのは、災害に関する業務を取りまとめた計画になりますので、災害発生ごとにその計画に基づき業務を実行しているというような形になりますので、何らかの事業をやっていきますよというような計画ではないということを御理解いただきたいと思います。

あと、浸水被害のお話をちょっとされましたけど、実際、県がことし公表しました災害の浸水想定の水深、深さですね、いわゆるそれが、この中心部では大体3メートルから5メートル

未満の浸水する区域となっておりますので、防災計画の対応としましては、基本的にはその避難を行っていただくという形になろうかと。それで、対応していただくという形になろうかと思っております。

例えば、河川を改修したりとか、土地をかき上げしたりとか、ハード的な対策ではこの水深指針をクリアすることは非常に難しゅうございます。費用も多額にかかります。そういうことを御理解いただいた上で、いわゆるソフトの対策、避難をするということで対応をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。佐々町自体、大規模災害があった際は、中心部でさえ3メートルか4メートルの浸水が予想されると、立地には適さないという状況ではあるんだということですね。

新庁舎もできるわけですよ。気候変動で佐々町の弱点とも言える内水浸水被害も想定されます。地域の力を十分に発揮できるような体制づくりを検討していただきたい。

また、そういったハザードマップとか、そういった部分も変わってくる部分があるのかなと思いますので、早期にそういった情報開示、住民の方々に開示し、判断できるような資料を提供していただきたいと。そういったこともこの事業の一環ではないかと思っておりますので、事業を進めていただきたいとお願いし、意見として申し上げておきたいと思っております。

次、道路網計画、令和元年度に策定されております。既に取り組みされた事業はあるのか。取り組んだ事業がなければ、新年度からの事業として取り組む考えをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

道路網整備計画ですけれども、道路整備計画を令和元年に策定させていただきましたけれども、計画を策定して、令和2年から計画策定に整備優先路線というのがありますけれども、それを選定いたしまして、車道整備、歩道整備、防災機能強化、安全施設の整備メニューをもとに実施計画を立てて、令和2年度より整備をさせていただいております。

以上です。（阿部議員「取り組んだ事業は何か。」）

車道整備といたしまして、東町線とか平野線の、今ちょうど発注したばかりですけれども、路肩改良の工事の測量設計委託と赤崎線の交差点の拡幅のところの、今から設計委託をしようと考えております。今後、予算要望していこうと思っております。

それと、山間部の視距確保といたしまして、路肩伐採とかを行っております。それと、歩道整備といたしまして北松南校前線、神田線、今から行いますけれども、神田線支-3のグリーンベルト等を整備しております。

それと、防災機能強化といたしまして、令和3年度に第二保育所線法面改修工事等を予定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

道路網計画で年度計画というものは策定され、優先順位とかどのようにつけられているのかというのを確認したい。

実施されているということをおっしゃられましたけれども、私だけが認識できていないのか。その計画どおりに事業が展開しているのかというのは、計画がどうあって、これがどのように年度予定されて実行に移っているのかというのが、これは計画どおりに進んでいるのかというのを私自身ちょっと確認できないでおります。そういったものがまずはあるのか。そして、あったら、そのとおりに進んでいるのか。その部分を確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（14時05分 休憩）

（14時09分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

私がお伺いしたいのは、道路網計画自体は考え方というか、その方針というような計画であるんだという分は理解するんですけど、その危険に伴うどういった対応をしていくんだと。老朽を含めて。であれば、その道路網計画の考えをもとに年度計画をどのように策定され、実行されているのかというのをお伺いしたいということです。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

個別計画につきましては、今のところ、歩道とか交通安全施設とかそういうようなものに関しては個別計画は作っているんですけども、全体の計画はまだ今のところできておりませんので、今後早急に作るようにいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

優先順位とか補助事業の採択状況とか様々な課題はあると思うんですけど、やはり計画をもとに実施計画はあるべきだと思うんで、そこのところは明確にしないと、その実施については財源も伴うわけですから、財源には限りがあり、そこには優先順位をつけていかなければいけない。そのための判断はいかんというような議論になっていくと思いますので、そこはしっかりと進めていっていただきたいと思います。

私が考えますに、道路網計画のところも西九州道路が4車線化となる中で、佐々インターを起点とした道路のネットワーク、県道をはじめとする自前での整備ではなく長期的な視点での協議や調整も必要な取組みというふうには私は認識します。せつかくの計画が生かされるよう進

めていただきたい。そういった具体的な庁内の課題のポイントも、その道路網計画の基準というか、そういうのが取り込まれるわけでしょうから、大きな視点と目の前の課題と並行して進めていただきたい。

続いて、次に移りたいと思いますけれども、地域福祉計画の事業について、移動支援と安全安心、活動拠点と相談窓口、持続可能な社会参加と促進の進捗をお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

御質問の地域福祉計画における重点施策の一つである移動支援と安全安心についてですけれども、総合福祉センターを拠点とした移動支援については、社会福祉法人によるボランティアの送迎に加え、社会福祉協議会の車を借りた元気カフェぷらっとさんによる送迎が令和3年度よりスタートしているところでございます。

また、令和3年度から元気カフェぷらっと、いわゆるボランティアによる生活支援の拡充もスタートしておりまして、令和2年度までの高齢者宅での清掃であるとか買物支援に加えて、一緒に買物に行くという形での移動支援が始まっているところでございます。

それから、令和3年度から各集会所のいきいき百歳体操が行われる際に、民間事業者による移動販売車がスタートしておりますし、また同じように民間事業者ではありませんけれども、買物のための送迎を検討されているところでもございます。

こうした官民連携による移動支援も充実しつつありまして、既存のタクシー助成も見直しへ向けて作業を進めさせていただいております。11月の総務厚生委員会にて一部見直しを含めた提案をさせていただいたところでございます。

また、災害時における避難行動要支援者につきましても、令和2年度から令和3年度にかけて、各地域で開催している地域ネットワーク情報交換会において、要支援者名簿の精査を進めており、真に支援が必要な方の名簿作成へ向けて作業を進めているところでございます。

それから、重点施策の2つ目ですけれども、活動拠点と相談窓口についてですけれども、佐々町総合福祉センター内にあります地域包括支援センター、健康相談センター、社会福祉協議会の専門職が集まるこの福祉センターにおいて、子ども、高齢者、障害者まで全ての世代の課題を受け止め、様々なケースを通して各専門機関が連携し、支援を行っているところでございます。

こうした専門職の連携を密にし、住民の方の支援につなげる体制づくりの検討を進めているところでございます。

それから、重点施策の3つ目の持続可能な社会参加と促進についてでございます。これは、次世代であるとか次々世代であるとか、そういった地域の担い手の参加促進、将来の担い手の地域愛の醸成であるとか、そういった地域における世代間交流が重要であるというふうにご考えております。町内会の行事であるお祭りや、地域デイサービスなどに若い世代が参加をどうして進めていくことができるのか。そういったことを各町内会ごとの地域ネットワーク情報交換会で協議をしながら、今現在進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

地域福祉計画の私がお伺いした進捗状況、これはスムーズに進んでいるんじゃないかというふうに聞き取りしました。

今回も、総務厚生委員会のほうで調査させていただいた部分については、75歳以上の高齢タクシーについて、やはり議員各位の御意見はそこに限定するのはいかがと、75歳以上であれば全ての方が申請によりタクシーの助成を受けられるということを望むという意見が多かったと思います。

そういった調査研究で意見を交わさせていただいた部分、酌み取っていただいて制度設計をさらに前進させていただきたい。これは意見として、要望として申し上げたいと思います。

続いて、次に、公立保育所の役割というところで、全国的に公立保育所が減少する中、改めて公立保育所の存在意義が問われている。1つは、民間では対応が難しい配慮すべき子どもが増加。2つ目は、公立が子ども子育ての施策を実施し、ほかの園をリードする役割や永続的な運営を考えたときよりもよりの側面があります。

また、民営化についてメリット、デメリットを引き続き検証するとありますが、どのように検証されているのかを伺いたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御質問の保育所の民営化のメリット、デメリットって、引き続き検証が必要であるということ考えているわけでございますけど、やはり公立保育所の役割の検討が、今、公立保育所の在り方と、それから3歳児未満における保育料の負担軽減の検討とあわせて、就学前の教育、保育の在り方ということで、質といった点について、子ども子育て会議の意見をお聞きしながら私どもとしては整理をしたいと考えておりますので、年内に1回目の会議を開催する予定をしているところでございますので、やはり整理ができ次第、町としては方針を決定させていただいて、議会のほうに報告をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。年内に会議を開催し、結論を早期に導きたいということでございますので、その件については期待するものでございます。

私は、公立を1つ堅持すべきというふうな考えのもと、質問をさせていただいておりますので、課題としてありました今回新年度に予定されておる、いろんな計画には出ていなかったと思うんですけど、発達障害の方々の診療所の開設や、医療的ケア児の対応も公立が担われていると、喜ばしい状況なんですけど、ここで方針をはっきりすることによって、これ現在、看護師においては会計年度任用職員の方に担っていただいているという現状があります。継続的に、安定的な行政サービスを続けるには方針をはっきりして、正規職員化をしていただければ、先ほどの地域福祉計画の実現も、やはりそこにはマンパワー、保健師の活躍がその裏づけとしてあるのではないかと私は感じます。

政策の早い決定が住民サービスの向上につながると。これは、正規職員は、私は行政の資産だと考えておりますので、そこのところはマンパワーを充足して、持続可能な行政サービスに

つなげていただきたいと。これは意見です。

ちょっと時間の都合がありますので、続いて、次に移りたいと思いますけど。

学童保育健全育成事業についてお伺いします。

親のニーズとして、放課後思い切り遊ばせたい、勉強させてほしいと多様です。量と質の充実を図りますとあります。そうした中、これまで6年間実施してきた事業者がプロポーザルに参加せず、継続的な事業の運営を選択されなかった。これは、量と質の充実どころではない状況ではないでしょうか。

この数年、議会は学童保育の委託について、私は違うんですけども、高いという指摘をされてきた経過があります。その指摘に際し、執行はこれまで補助基準額を下回っていたため、補助基準額での運用を進めるという答弁を続けられてこられた。今回のプロポーザルへの参加事業者がなかったこととの関係をどのように整理、分析されているのかお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

御質問のとおり、9月に実施をさせていただきました学童保育に係る運営業務の委託事業者の公募型プロポーザルにつきましては、口石学童については応募がありましたけれども、佐々学童については応募がありませんでした。

今回の募集期間において、国庫補助基準どおりとしながらも、その額をなるべく低い額となるような形での提案となるような組立てをしておりました。

それが、結果として落札率を設けて契約をするというふうな仕組みを仕様として作っておったわけですが、国庫補助基準どおりでの委託ではないのか。または、障害者の受入れ加算や支援員等の処遇改善加算、キャリアアップ処遇改善加算などの対応はされないんですかといった問い合わせを受けたところでございます。

その後、県内の市町の実態を県に確認するといいますか、照会する中で、県のほうから県内の市町に実態調査をしていただきました。佐々町の事務の進め方が県内市町と異なるということを確認をしたところでございまして、さきの総務厚生委員会においても御報告をさせていただいたところでございます。

また、学童保育運営事業者に対する委託費もしくは補助金についても、国の制度どおりに支出はされており、加算についても事業者が実施する内容に応じて予算化されているというのが県内各市町の状況ということでございました。

こうした県内市町の実態を踏まえた上で、本町の現在の委託費は単位数5単位で、これまで約4,000万という委託を行ってまいりました。1単位当たり800万ということになります。1単位当たりの雇員数が4人から5人ということが必要となります。また、長期休業中、夏休みとか冬休み、春休みはさらにアルバイト等を増やさないといけない。そういった事情がございます。そういった中で、1人当たりの人件費も随分小さくなっていくというふうなことになります。

先ほど申し上げましたように、事業者、様々な加算に取り組む中で、支援員の賃金を確保しているというふうな実態を把握することができましたので、今後、現在期間を3年間として委託をしておりますけれども、またこれからも令和4年度から3年間という委託契約というふうな形で進めていくこととしておりますけれども、その3年間の中でこの期間についても検討の必要があるのではないかとというふうに担当としては考えているところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
6番。

6番（阿部 豊 君）

分かりました。これまで6年間受託された事業者が参加されなかった。これも、大変残念であります。その理由は明確ではありませんが、今、御説明、答弁いただいたとおり、これまでの委託費は5単位で約4,000万、1単位5名程度のスタッフを必要とする組立てからすると、1人当たりの人件費は200万を下回るんです。正規職員の雇用すら困難な状況、事業者が、安定した継続した事業運営は厳しいと言えます。

県内8町における学童保育の実施状況を見ると、全てが補助基準額どおりの運用であり、かつ様々な加算を取り入れて展開されております。

本町も令和4年度以降、事業者が積極的に加算事業に取り組まれるのであれば、それを支援するべきと私は考えます。

委員長報告でも述べましたとおり、総務厚生委員会で調べたところ、障害を持つ子どもたちの受入れも現状ままならなかったという部分も、加算を取り組む、ましてや医療を必要とする医療的ケア児の対応については、行政が責任を持たなければいけないというふうになっております。これも、事業者の方々とタッグを組まなければ実行不可能なんです。

だから、今後、子どもを預ける御夫婦が安心して働くことができ、安心して子どもを預けることができる環境を目指してもらいたいと、事業者が成り立つような環境を整えない限りは、応募事業者すらできない。であれば直営でできるのか。難しいですよ、もう現状。はっきり言えばできないと言っても過言ではないんじゃないかなと思うんです。

そういった受託事業者と保護者と学校と町が一体となった運営を進めていくことこそが、質の充実につながるものと思いますので、よりよい事業展開を期待しております。

以上、あと聞きたいのは公共施設等総合管理計画の事業計画は進んでいるのかと、私は進んでいないと感じるんですけども、そういった質問もしたいんですけども、時間の都合上、もう割愛させていただきたいと思うんですけど、以上のようなことで、いくつかの計画に関わる取り組みについてお伺いしました。

大変失礼ながら、進んでいる事業もあるんですけど、大きな予算を投入しながら計画どおりに進捗していない、1期計画にあるけれども2期計画でもまだ手つかずというような事業もあります。是非、新年度予算の編成に向けて内部協議をされ、町長、1期目就任当時から発信してこられた、冒頭申し上げたキャッチフレーズ「暮らしたいちばん！住むならさざ」これは町長のキャッチフレーズです。これの実現、さらなる充実へ向けて積極果敢に取り組んでいただきたい、取り組んでいただけることを期待し、3月議会の当初予算を楽しみにして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、6番、阿部豊議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。

（14時29分 休憩）

（14時39分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。私の場合は、町民目線で皆さんがお聞きしたいことを趣旨としてお話を一般質問として申し上げますのでよろしくお願い致します。

まずは、町道・公園の維持補修についての質問です。

会計年度任用職員の道路維持補修員の業務は、町道・公園の維持補修、管理などとなっておりますが、町民、町内会長の申し出があって、町への要望を提出しても対応が遅い要因はどこにあるのかちょっとお聞きします。よろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

道路維持補修員、現在は7名で作業を行っているわけございまして、御存じのとおり、菖蒲園の管理とか、それから定期的な道路・公園の維持管理業務に加えまして、住民の要望の草刈りとか、災害対応、それから他課からの作業依頼とか、突発的な作業にもいち早く対応しているところございまして、本町のように自前で維持管理専門をする作業員を雇用している自治体はごく少量であります。他自治体におきましては、草刈りなどは業者に発注したり、シルバー人材に委託をするなどして対応をされているようなことございまして、そのようなことで、本町においても道路維持補修員の機動的な対応ができるのではないかと考えていますが、しかしながら、議員の御指摘のとおり、要望内容によっては、町民の方から対応が遅いというお叱りを受ける事案もございまして。

原因としましては、いろいろ近年の多様化した住民ニーズに対応する中で、やはり要望の数に対しての人手が足りないということもあるわけございまして、やはり作業が追いついていない部分があるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そのようなことは重々承知の上ですが、また今度「広報さざ」11月号にですね、令和4年度会計年度任用職員の募集をかけていらっしゃるやいませよ。その中で道路維持補修員の募集もされていますが、募集定員は12月14日、きょうまでで締切りと確かなっていましたが、募集なされた作業班の道路・公園維持管理の募集は何名かおいでになられましたか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

11月の広報で募集をかけましたのは、今年度、1名退職者が出たものですから、その方の募集を行いましたけれども、残念でしたけど募集はありませんでした。

以上です。応募はありませんでした。すみません、失礼しました。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

現時点で応募はなかったとのことですね。7名体制でやっていらっしゃることは存じ上げていたんですけど、実際にその7名の人間で足りていらっしゃるんですか。お聞きすると、病欠でお休みになっている方がいらっしゃるとか、そういう方もいらっしゃるといことで、体制的には道路・公園維持管理としての体制は、もう今度は応募がなかったということですけど、なおかつ維持はできるのですか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

昔は、平成17年度は19名程度の作業員の方がおられたわけでございますけど、令和2年度から会計年度任用職員ということで制度が開始されましたので、非常勤の雇用の見直しということを図ったわけございまして、道路維持補修員も例外でなく、今後も維持管理とか作業内容を考慮した上で、雇用人数の削減を行ったわけでございます。

先ほど申しましたように8名で、今年度も当初はスタートしたわけでございますけど、1名の方が辞められたということで、1名を募集をしたわけでございますけど、残念ながら応募がなかったということで、やはり人員の増員というものはなかなか厳しいものがあるわけございまして、やはり町としまして、先日の委員会でもお話をしたとおり、民間の業者さんいろいろな事業については頼むことをやらなければなかなか追いついていかないということで、この前、伐採ですか、道路脇の伐採を年次計画を示して行っているということも、民間の業者にお頼みしながらやっていくということを考えながら、やはり自前でできないところを予算を組みながらやっていかなきゃならないと思いますし、また、足りない分につきましては、シルバー人材センターにも委託をするなどして、やはり効率よく作業ができるように、うまくバランスを取りながら、やはり先ほど長谷川議員からもお話がありましたように、なるべく早く住民の方からの要望に対応できるように努めていかなければならないと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

募集しても来ないと。会計年度任用職員を募集にあたって、条件としては悪くないと思うんですよ、資料を読んでいたら。通勤に係る費用や期末手当支給、健康保険、厚生年金、雇用保険などを適用されるということで、一般的にもなかなかいい状況かとは思われるんですけど、現実には雇用契約なざる方がいないと。この現状は大変に厳しいということも存じ上げていますが、やっぱり何のあれで、昔は結局十何人体制でやられていたと。ほかの町外では、こうい

うふうに作業班はいないと。佐々町独自でやっている。それはすごくいいことなんですけど、そういうふうに十何名いらっしゃったのが、今現在こうして募集をかけても働いていただけないというのは、何が原因があるのかと思って、ちょっとそこそこをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

原因と言われましても、なかなか分からないんですけど、今、働き手が少ないということで、建設業関係も人員がいなくて大変苦慮されているということで、事業を入札に参加しても落とせないということが今あり得るんです。

そういうことで、なかなか人員の確保というのができないんじゃないかと思っていますし、やはり我々としましては、そういうことで待遇面が悪いのかどうか、ちょっと分からないわけでございますけど、対象年齢というのも特段設けてないわけでございますけど、作業員ということになるわけでございます。ただ健康な方だけ、健康を十分に注意していただければ採用はできると思っていますけど、そういうことで、原因というのはいささか分からないわけでございますけど、応募がなかったということでもありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今、町長のお言葉の中で、作業班に対して年齢制限はないとおっしゃいましたが、何か65歳までとお聞きしたことがあったんですけど、違うんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（14時49分 休憩）

（14時51分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

会計年度任用職員につきましては、法的には、会計年度任用職員は、地方公務員法第28条の2第4項に規定する非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、60歳以上の者の募集を一律に制限することは適当でないとしておりますということで、基本的には、法律的には、年齢制限はございません。

ただ、会計年度任用職員制度を、私のほうが説明するときに、一般的な質問がございまして、基本的に年齢制限はないのかってということで、運用的にはやっぱり65歳、当時、再任用が65歳、嘱託職員が65歳というような、臨時職員の制限がございましたので、当時65歳ですよというお答えを差し上げております。

ただ、法的には先ほど言いましたように、65歳とかいうような制限はございません。ただ、御質問の維持作業員につきましては、やはりどうしても現場作業という形になりますので、そこはしっかり体力的に大丈夫な方を雇用をお願いしたいなということで、総務のほうからはお願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございました。

道路維持、公園管理など、業者に頼まなくてもできる作業班の仕事をなさるということで、ケガがないように、住民の皆さんが思ってもらえる、少しでも佐々の町を美しくしてほしい、住みやすい環境づくりということでも大事な作業と思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

では、2問目にまいります。7月の定例会の折、一般質問においての外出支援策の検討について、町長は、本町の75歳以上の外出支援策として、タクシー利用券以外の移動支援についての新しい対策を、11月頃までには方向性を考えていくと答弁なさいました。その後、12月に入った現時点での外出移動支援策のお話をお聞きかせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の外出の支援でございますけど、住民全体による住民の主体によるものの町のタクシーの助成ということで、全体的な移動支援の組立てをしているところであります。

まず、総合福祉センターを拠点として移動支援については、先ほど述べましたように、社会福祉法人によるボランティアの送迎に加えまして、社会福祉協議会等の車を借りたぷらっとによる送迎を、今年度より開始を行いました。

また、今年度からぷらっとのメンバーとしまして、ボランティアによる生活支援の拡充を始めておりまして、令和2年度までに高齢者宅の掃除や買物支援に加えまして、一緒に買物に行く形での移動支援がスタートをしたところでございます。

さらに、ことしの夏から各集会所のいきいき百歳体操時に移動販売車をスタートしまして、また、スポンサーにより買物のための送迎の支援を検討されているところでございます。

このような形で、住民主体による取組みにあわせまして、先ほどお話がありましたように、官民連携により買物支援が充実しつつあるところでもあります。

こうした取組みにあわせまして、さきの議会でも申し上げましたように、既存のタクシーの助成の仕組みについての見直しに向けて作業を進めているところであり、11月18日の総務厚生委員会において、現段階で私どもが考えている考え方を、説明をさせていただいたところでございます。

それは、現在の制度の利用申請者が1,000人で、うち700人が車の運転をしない方で、そのうち400人が家族の支援を受けられたり、MRとかバスを利用できるという形で、できる方という整理をさせていただいておりまして、残りの300人が週1回以上の買物とか、通院支援を必要ではないかと判断をしたところでございます。

そうした実態を踏まえまして、対象者を75歳以上の車を運転しない人と、それから1回の利

用料金の上限を1,000円としました、タクシー料金の半額助成、それから月8回の利用で、年間96回分、予算規模にいたしまして、2,800万円程度という御説明をさせていただきました。

結果としては、多くの議員さんから、全ての75歳以上、先ほど阿部議員からもお話もありましたけど、全ての75歳以上を対象とすべきではないかという御意見もありました。全ての75歳以上を対象とするという方向性も検討しながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

これまでの外出支援による財源が年間1,200万円でしたので、今回の制度の充実にこれまでより予算を大きく超えることから、ほかの事業が何か見直しあれば、見直しをしながら財源の組立てといたしますか、一般財源がだいぶ増えるものですから、そういう組立てもやりなさいということで、担当課には私のほうから指示をしているところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。そのようにプランが段階的にできているみたいですね。これは何か、総務厚生委員会の所管事務調査のほうで提出があつて、お話があつたそうですので、ちょっと割愛しますが、そこで最終的には、これを住民の皆さんに告知する形はどういう形でなさるおつもりですか。

新体制でブロック別に分けたような形でなさっていますよね。結局は町民の皆さん、対象者、その方にはっきり告知しないと、またせっかくのいいプランが活用されないのが残念と思いますが、いかがな告知状態をなさるおつもりですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、今、町長が申しますように、方向性というふうな形での検討ということになりますので、仮にですけれども、全ての75歳以上の方を対象とするというふうなことになるれば、皆さん方に御案内を差し上げるというふうなこともあるのかもしれませんが。

もし、対象者を絞るということになれば、広報誌なり、ホームページなり、何らかの形で、またちょっと違った形での周知を図るというふうなことになるかもしれませんが、議員さんの御意見を踏まえながら、制度の組立てとあわせて、しっかりと前に進めてまいりたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

了解しました。町民の皆さんに、こういうタクシー支援とか、やっぱり介護とか、支援に対して充実を図っていくのは、大変御苦労はあるとは思いますが、生活支援、移動支援、地域支援、大事な町の柱でありますので、それをいかに本町として、すばらしいものに、住民の方に納得していただくような展開でやっていってほしいと思っておりますので要望しておきます。お願いします。

では、3番目の質問にまいります。新型コロナウイルス感染が社会生活にもたらした影響についてお尋ねします。

全国的にも、収束を迎えつつある新型コロナウイルス感染症。本町も2回目ワクチン接種率が80%以上となり、全国的にみても高水準な数値であります。また、12月以降には3回目接種に向けて、県内21市町も準備を進めているとのことですよ。

しかしながら、一概には言えないのですが、報道などより聞き及ぶところによると、コロナ禍によって、環境が小中学生児童生徒への心身的な問題は発生していないのですか、本町は。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、現在はかなり落ち着いた状態にございますけれど、本当言われてみれば、10月までは、毎日が緊張の連続でございました。本年度は、学校全体の休業が佐々中学校で1日半、1学級閉鎖が口石小学校で3日というような状況がございました。

新型コロナウイルス感染症拡大を直接的な原因とする不登校、感染者に対する差別、偏見等の事案は、現在のところ報告されておられません。

10月30日の長崎新聞でございましたけれど、小学校1年生、コロナ影響、転倒リスク1.9倍というような報道を受けまして、校長会で養護教諭等で、そのような健康に対するリスク等がないかという確認を行いました、ないということでした。

しかし、直接的な影響はないものの、長期にわたる管楽器の演奏の中止、調理実習の中止、部活動の制限、給食のときに、前を向いて食べるというような、いろんな感染症対策という中で、制限を加えざるを得なかったという現実がございます。

子どもの心身に、目に見えない活動の意欲の低下であるとか、生活のリズムの乱れ等の影響はあったというふうに認識をしているところでございます。

そこで、感染症が落ち着いてきた10月の校長会で、一つは子どもたち自身に普通に登校できること、活動できること、友達と会えることの大切さを感謝しなければいけないということ伝えること、並びに感染症対策を十分にやりながら、体験活動を含む通常の教育活動を再開し、子どもの活動の意欲を高める取組みを行うように指導したところでございました。

その関係で、10月中に学校は修学旅行、見学旅行等を含む、体験活動をかなり組んだところでございます。

現在の新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着いた状態が続き、通常の教育活動が維持できれば、目に見えない児童の心身への影響についても、徐々に緩和できていくのではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。教育長もおっしゃったように、本当に危惧されるのは、子どもたちが新型コロナウイルスの影響があったのって、ちょっと全国的に調べたら、1,913校で肥満の増加が46.5%、視力低下の増加が36.4%、自由記述では、ゲームやスマートフォンに費やす時間が増えたと、生活リズムが乱れ、指摘する声もあります。精神的にも不安定な生徒が増加し

たと、全国のあれでは言っていますが、本当に本町は大丈夫だったんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

新聞報道でございますけれど、東京、埼玉の公立学校で調査したところ、学力差が広がったとか、精神的に不安定な子どもが増えたとか、そういう指摘は教職員のほうからはあがっているようでございます。

ただ、そういう都会、いわゆる東京と埼玉、私もネットでだいぶ調べてみましたが、休業の期間がかなり長かった、本町に比べるとかなり厳しい状況があったのも事実だろうというふうには思っております。

休業の期間は短かったものの、先ほど申しましたように、いろんな制限の中で、子どもたちがストレスを受けたというのも事実でございますでしょうし、それが表立って見えにくいというところ、時間をかけてそのストレスなり、心の重みを修復していかなければならないというふうには思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。全国的に見るのはちょっと大きい意味もありますけれども、本町にとってはですね。でもやっぱり、ちょっと懸念することもあるのでお聞きしているんですけど、先ほどもお尋ねしたんですが、本校には不登校の、結局、小中学生は存在しないみたいなお答えをいただきましたが、これははっきりとしたことと言えるのですか。お尋ねします。全然ないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

不登校については、いわゆる新型コロナウイルス感染症による、直接的な原因とする不登校はないと意味でございます、不登校は確かに存在しておりますし、学校における大きな課題と受け止めているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

全くコロナは影響していないと断言できるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

厳しいお尋ねでございます。全くと言われると、いろんな複合的な要因の中の一つになっているやもしれませんが、コロナがはやった時期から突然増えたということではございません。全くなかった、やはり活動の意欲が低下するということは、登校の意欲も低下するということですから、全くなかったという断言はなかなか難しい、直接的には、コロナだからということでの不登校はなかったという段階にとどまろうかなと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

コロナの影響についてが、ちょっと続きますが、このように、コロナの影響で不安や悩みを相談できずに孤立するおそれがある場合は、児童生徒に対して、スクールカウンセラーなどの相談体制は本町にはあるのですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

不登校も含めて、いろんな状況について相談をするということは非常に大切なことで、本町の場合は各学校、週1日ですけれど、スクールカウンセラーを県の配置ということで、配置をさせていただいております。

また、町単独の事業として、心の教室相談員を各学校に配置をしているところでございます。また、一義的には担任、又は教師の相談活動の充実というのが一番かというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

最後になります。コロナの影響ばかりではありませんが、児童生徒を守るべく教育委員会、学校、保護者間のコミュニケーションをとって、パイプとして、よく浴的に言いますが、報道でよく聞くのは、学校が取り扱ってくれない、教育委員会にも電話したけれど、取り扱っていただけないとか、お話をたまにお聞きしますので、そういう形が、うちの本町はないと思いますが、どういう形で、保護者間とか、そういう教育現場からの教育委員会としての立場としての、そのところは対応なさっているか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

少し大きな御質問でございますので、一般論になるかもしれませんが、私どもとしては、やはり報告・連絡・相談体制の充実ということで、さきの校長会でも指導したところです。

ままそれが機能しなくて、トラブルになりかけるときはございます。そういったときは、私ども教育委員会としても、連絡調整に乗り出すという形をとっているという体制をとっておるところでございます。

また、情報の共有についても、非常に大切なことで、問題行動、また等々については、校長会、3人の校長と教育委員会ですので、密な情報交換を行っていかうというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。こういうやっぱり教育現場と、教育委員会、そういう大きいパイプの中で、住民が納得、保護者が悩んでいらっしゃるとかそういうことも解決しながら、コミュニケーションをとって、クリアな運営ができるよう望みます。

私の意見はここまでとしておきます。では、これで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、5番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。

（15時12分 休憩）

（15時19分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生き、安心して住み続けられる佐々町を実現していく立場から質問をいたします。

まず、最初は、町内循環バスの実現に向けて質問をいたします。

前回議会で、町長は11月頃には具体的な案を示したいというお話、趣旨の答弁をされました。循環バスということではないわけですが、町内交通に関わる重要な取組みということですので、まず、最初に、75歳以上の高齢者に対する外出支援について、今、どのような検討状況なのか、概要を御説明ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の75歳以上の外出支援ということで、11月18日の総務厚生委員会におきまして、対象

者は75歳以上で車を運転しない人としまして、1回の利用料金の上限を1,000円としたタクシー料金の半額補助で、月に8回利用で、年間96回の予算を協議して、2,800万円という程度で御説明をさせていただきました。

その結果としまして、委員会のほうでお話をしたところ、多くの議員さんから、全ての75歳以上の方を対象とすべきではないかという御意見があったということでお聞きしていますので、全ての75歳以上の方を対象とする方向で私としても進めていきたいということで、今、関係課にそういう話をさせていただいておまして、外出支援に係る財源が年間1,200万円でしたが、一応、2,800万円程度になるのではないかと。これは75歳以上の全員となりますと、またこれから上にまた跳ね上がるのではないかと、予算的には思っていますけど、町としましてはそういうことをやっていきたいと考えておりますので、皆様方の御理解をいただければと思っています。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

75歳以上の全ての町民の皆さんを対象として、タクシーの初乗り運賃を、今、助成をされていると。月に4枚のタクシーチケットを補助されるという制度が、これは、半額になるけれども上限が1,000円ですから、要するに2,000円のタクシー代を使うところの方でも1,000円は補助しますと、いわゆる半額補助ということになるので、概ね町内の山間部の方でも、町の役場まで出てくるタクシー料金の半額がほぼ補助されるのではないかとという点では、大いに前進だというふうに思います。

回数も、月に4枚が月に8枚ということで、年間48枚が96枚になるわけですから、倍に増えるということで、遠隔地の方々にとっては特に大きな改善となるのではないかとというふうに考えております。

一方で、一つは、町長、再検討をするというふうに言われたんですけども、いわゆる自家用車、車を利用しない方を対象というのは、やはりこれまで車を運転する方でも、例えば夜間だとか、あるいは雨の日だとか、高齢者の方が運転がちょっと心配だなというときには、そんならタクシーの利用券を使わせてもらおうということを使っておられる方もあるわけですから、そういう方々にとっては、それを対象外ということで取り上げることになるので、それは従来よりも後退になるのではないかと、十分に町民の理解は得られないのではないかと。このことを委員会でもお話しし、そのことについては改善をしようということですので、是非です。ね。全ての町民の皆さん、75歳以上の方には全て利用できるという制度を維持していただきたいということが1点です。

もう1点は、いわゆる初乗り運賃だけで利用していた方がおられるわけです。町内、名前をあげて恐縮ですけども、口石とか、新町とか、それから、古川とか、里とか、そういう町内会の方々は、中心部に出てくるにかかわっては、ほぼ初乗り運賃で動けるということで、全額補助だったのが、これが半額になると。回数が増えるからいいじゃないかというお話もあるんですけども、回数は大体もともと半分しか使っていないわけですから、交付されたチケットの枚数の半分しか大体利用されていませんから、そういう方々にとっては、ややマイナスになるのではないかと。

タクシー初乗り料金が600円を超えていますから、半額と言っても300円ちょっとかかるわけです。実際には、住民の足として使っている、例えば長崎市内で言ったら、長崎の電車は130円で概ね10キロぐらいの範囲内を動ける、あるいはバス料金の初乗り運賃は、概ね160円程度とい

うことですから、それと比べても、タクシーでドア・ツー・ドアで動けるということはありますけれども、やはり一定の負担になるのではないかと。なかなかタクシーを使って移動というのは、やっぱり、ちょっと節約しようか、辛抱しようかということになるのではないかと。だから、初乗り運賃の金額を維持するという検討がさらにできないのかと、そういう御意見があります。今よりも後退になるではありませんかというお話がありました。

そのことも伝えて是非、費用がたくさんかかるというお話もありますが、今までも、皆さん野放図に使われているわけではない、必要がないときに使っているわけではないわけです。現実には約4,000人対象がおられる中で、実際にタクシー券の交付を受けている方が約半分、そして、交付を受けた枚数のうち、使っているのがさらに半分というのがおおよその今の現状ですから、不必要なときにどんどん使うということではないと思いますので、是非とも現状の支援策の内容は維持した上で拡大ということを進めていただければと思います、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、お話はよく分かるんですけど、全体的に分かるようにですね、事務的にまた、しやすいように、初乗り半額を1,000円まで補助しますということで今回はやらせていただければと思っていますので、また、その後について、いろいろなお話ができると思いますので、その後についてはまた話をさせていただければと。とりあえずこの方向性で、私どもが考えている方向性でやらせていただければと思っていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

内容についてはですね、今回の75歳以上の高齢者に対する外出支援の内容としては、概ね全体としては一歩前進というふうに思いますし、そのことについて検討されたことについては多としたいと思います。さらに、これまで町として支出をしてきた費用が、これまでの従来の2倍以上になるということについても大いな前進だというふうに思いますので、そのことを評価した上で、次の質問にいきたいと思います。

しかしながら、これまで何回も議論をしまいましたが全町民が利用できる町内循環バスについての検討というのは、今回の提案の中には全く行われていません。

前回の議会で、町長は、多目的に利用できる循環バスという意見が、今以上に多く出るかもわからない。そうした住民の皆さんの声が反映できるような柔軟な対応というものも必要だと考えておられますと答えられました。今回の提案は、従来のタクシー利用支援の改善にはなっていないと思いますけれども、全町民を対象とした施策にはなっていません。

今後、全町民を対象とした施策、具体的にはですね、買物支援や、あるいは高齢になっても車がなくて通勤をしておられる方もたくさんいらっしゃいます。そういった方々の通勤、あるいは子どもたちの通学、1人帰りのときの対応、そういった、タクシーを毎日使うというふうにはできないわけです。日々の暮らし、日常の足として考えていく町内交通というのが求められているわけですから、この検討については、今後どのように進めていかれるか、お答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内循環バスについてのお尋ねだと思っています。本町では、御存知のとおり、佐々のバスセンターから平戸方面に1日に58本ということで聞いていますし、佐世保市の方面に119本ということで、南部地域としては比較的少ないものの、ある程度の運行というのが確保されているということで、元気な方が移動する上での移動手段という環境は、私どもは不便なく整っておるのではないかと認識を持っていますので、現時点では、公共交通の移動手段ということとは、増やすということはなかなか難しいんではないかと思っています。

先ほど永田議員からもおっしゃったように、全住民が利用できるという大変これはすばらしい利用方法だと思っています。やはり少子化によりまして、通学利用者の減少とか、いろいろあるわけです。その中でやはりこういうことをするというのは、やることは大変、我々としてもすばらしいわけでございますけど、やはり、交通事業者の厳しい経営上の課題も解決しなければならないということもありますし、また、一方で、今、廃止路線になったところもあるわけでございます、交通の空白地帯も、本町ということは、今、なかなか、よそに比べればまだいいほうだということで思っていますので、やはり、これをするように大変な、いろいろなことを交通事業者とも協議するっていうのは厳しい状況にあるんじゃないかと予想されるわけございまして、また、進めていく上でも、町の財政負担というののもかなり出てくるんじゃないかという考えもあるわけでございます。

やはり実施しても、例えば利用者がものすごく少なかったとか、やってみてどうなるかちょっとわからないわけでございますけど、それを進めるにしても、やはりバス事業者とか、それからタクシーの事業者とか、地域の交通管理者、松浦鉄道とか、地域の住民の方々がメンバーとなった、地域の公共交通会議というのを設けることが必要になるわけでございます。その中で、他地域で設置している協議会で利用すると言っていた住民の方が、結果としては様々な理由で利用しないというお話も多く聞きますので、こうしたことも踏まえてなかなか厳しいのではないかとということで、今現在ではなかなか厳しいのではないかとということで答弁をさせていただければと、また、御理解をいただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今、町長も触れられましたけれども、かつて町内には木場線だとか、あるいは神田線、それから江里線、こういったところは、かつてバスが走っていたわけです。しかし、実際にはこれが廃止になって、そして、民間がやるわけで、ですから効率が悪いところをそのまま残すというのはなかなか難しいというのはよく理解できます。だから、そういったところは廃止になった中で、いわゆる先ほどのお話じゃないんですけども、車が使えない方々、いわゆる交通的に弱者と言われるような方々がやっぱりおいでになりまして、そういう方々からは、本当にやっぱり毎日の不便というのはずっと訴えられているわけです。

ですから、そういった点では、今回は75歳以上の高齢者に対するタクシー助成の拡充ということで、一步前進ということで、そのことについては評価しつつ、今後に向けては、やはり循環バスと言いますか、要するに全ての町民が利用できる、そうした交通の拡充について、改めて議論をさせていただきたい、要望をさせていただきたいということを申し上げて、次の質問

に移りたいと思います。

2番目は、新型コロナ対策についてですけれども、現在、世界的に再拡大の動きが広がっています。さらに、WHOが新たな懸念すべき変異ウイルスとして、オミクロン株を指定して、これが国内で13例目が出たというような状況です。

オミクロン株は、従来のデルタ株の2倍の感染力があるという報道がありますし、重症化はしないと言いつつ、オミクロン株でお亡くなりになる方もイギリスで初めて出ました。ですから、決して軽視はできないというふうに思います。

これが、一番心配なところは、やはりワクチンの効果がやや落ちるのではないかとということが言われておりますし、抗体価を上げていかないといけないということで3回目のいわゆるブースター接種が、ワクチン接種が急がれるということかなというふうに思っております。

そういう中での問題でありますけれども、前回も質問いたしました、この新型コロナは治療薬が少しずつ出てきてまして、状況は少しずつ前進している、変化しているというふうに思いますけれども、一応、統計上はコロナにかかった人の1.03%の方が死亡されていると、100人に1人の方が亡くなっているという病気なんです。そういった意味では、なかなかまだ有効な治療というのが行き渡っていないという点で、本当に恐ろしい病気でもあるということだと思います。

佐々町で、今、62例の方が感染ということですが、これが100人を超えない、町民からコロナで亡くなる方を作らないというのは、私たちにとっては非常に重要なテーマではないかというふうに思っておりますので、そういうスタンスでの取組みを求めたいということが1点です。

それから、午前中の質問もいたしましたけれども、後遺症の心配がやっぱり非常に大きい。10%を超える方がかなり重たい後遺症で悩んでおられるという統計もあります。確かに感染者の方のデータというのは、町にストレートに来ないという仕組みになっていると、保健所のほうで把握をされているということですが、やはり後遺症の方々への調査、あるいはそのサポートについては万全の体制を取っていただくことを、是非、保健所に要望を強めていただきたいということが2点目です。

さらに、検査がまだまだ、PCR検査の必要性というのは高まっているんですけれども、検査をできるところが非常に限られていると。検査ができるところが限られているんですが、一応、町の場合はPCR検査の費用、1万6,000円から2万円程度の費用については、これは上限2万円まで1人4回まで町のほうが負担をしますということで、かかった検査の費用は町に言っていただければ払い戻しますという制度を作っています。ですが、これが期限が1月までということになっていたかと思います。ですから、この検査の助成の期限については、是非、当面延長を求めたいというふうに思います。

新型コロナの1点目について、以上の点でお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

3回目の接種に向けた取組みということで御質問がありました。

いろいろところでオミクロン株の感染者ということで、13人がなっているということで、日本を含め56の国と地域で感染が確認されているということでございます。日本でも4例目につきましては、103人の濃厚接触者が認定されたということもお聞きしておりますので、やはり、町としてはやはり、これを防ぐには3回目の予防接種をするべきだということで、今進めておりまして、3回目の予防接種によりまして重症化リスクを軽減するという研究結果も発表され

ておりますので、第6波の感染拡大の最悪のリスクを想定する中で、国の方針に従いまして、スムーズに進められるように、現在、接種体制の整備を進めておるわけでございます。

原則8か月以上の経過、接種をしてから8か月以上の経過をした18歳以上の方々を、今、対象としておりまして、本町において、接種体制としましては、初回接種後、町内の高齢者施設内の接種、それから町立診療所での集団接種、それから町内の医療機関のうちの個別接種の体制が可能な医療機関での個別接種を予定しております、今、その準備を進めているところでございます。

接種開始の時期でございますけど、優先接種としまして、4月までに初回接種を2回終了いたしました8か月以上経過されております医療従事者の方に対しまして、12月の中旬から接種を予定しております、一般の住民の方につきましては、1月の下旬からの接種を予定しているところでございます。その後、8か月を経過している方に対しまして、順次、接種券を送付させていただきたいと考えております。

現在までに8か月以上経過している医療従事者の方で該当となる方、11月30日付で接種券一式を発送しておりますので、5月末までには初回接種の2回を終了し、それから8か月以上経過している一般住民の方を対象に、12月10日付で接種券一式を発送しているところでございます。

今後につきましては、住民の方に対しまして、2回目の接種終了日から7か月を目安に、月1回ほどのペースで順次個別に案内をしていく予定でございますので、国が当初予定しております7月中には、一通り接種が終了をしたいという見込みでおるわけでございます。

また、集団接種のことや個別接種のこと、それから接種券の発送とか、予約の方法とか個別の案内につきましては、広報紙とかホームページとか、LINEを通じましてお知らせをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、感染症の後遺症につきましても、これにつきましては、町としましても、やはり、どういうことになっているかというのは県のほうにも問い合わせをして、今後、町としましても認識をしながら問い合わせをさせていただければと、県のほうに問い合わせをさせていただければと思っておりますので、またそれについては、後日報告をさせていただきたいと思っております。

それから、PCR検査の費用につきましても、1月末までの時限の措置ということで、今後の延長ということでお話ございました。

今現在、実績としましては79人、108万6,400円が助成しているわけでございまして、1,500万円の予算を取っておりますので、79人のうちPCR検査された方が71人ということで、抗原検査をされた方が8人となっているわけでございます。

こういう、7月には学生の帰省による検査費用の助成を行えることや、それから助成金を1,000円から2万円に引上げ、遡及改正を行いまして、学生に対する助成というのは79人のうち10人が学生の方、実績となっていたわけでございまして、79人のうち町内の方が54人、町外の方が25人ということになっております。

先ほどお話がありましたように、新型コロナウイルスの変異ウイルスで、各地からの世界各地に拡大傾向にあるわけでございますので、日本では渡航者からの侵入拡大を防ぐべき、水際対策を強化しておりますが、いわゆる第6波の流行がいつ起きてもおかしくない状況にあるということでございますので、現在、本町としまして来年の1月までということで、永田議員から御指摘ありましたPCR検査分をですね、2月まで現在の申請期間とする時限措置も3月末までに延長する方向で、町としては検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

第3回接種のことについて、スケジュールが示されました。一般市民の皆さんが1月下旬から第3回接種が始まると、もうそろそろそういった案内が、発送が始まるということかというふうに思いますし、概ね来年の7月ぐらいには終了、一通り終了できるぐらいのテンポでいきたいということですが、一つだけ、ちょっと懸念といいますか、心配なことがありまして、実はお隣の韓国なんですけども、韓国はことしの8月、夏頃まで、ほぼゼロという状況があったんです。それが、大体4か月ぐらいでかなり急速に拡大をして、11月ぐらいで、また大流行という事態で、デルタ株ですよね。ワクチン接種のテンポも、テンポというか、もうかなり早くしていたということもあったのに、そうなったということがありまして、そういうことを考えると、日本の場合は大体9月までは、9月以降、がっとうがってきたということがありますので、4か月というサイクルで考えると、やっぱり非常に微妙な時期なんです。来年の1月、2月というのが、非常に微妙な時期だということなのです。

だから、やはり政府も前倒し接種のことについて言及されているのは、そういう心配もあつてかなという思いがあります。

そういう点で、佐々町の場合も、より早く、第3回目がいけるような手立てというのを、やはり検討すべきではないかなというふうに思いますので、今の検討して準備もありますし、もちろんワクチンの供給のことなんかもありますから、もちろん十分な準備をしてからやらないと混乱するんでしょうけれども、やっぱり前倒し接種に向けての取組みというの、是非、御検討の中に加えていただきたいというふうに思います。

それから、PCR検査の延長については、年度末まで延長の方向ということですので、是非これを実現していただいて、状況を見ながら、場合によっては次年度に向けても繰り越す事業としてもやっていただければということをお願いしておきたいと思います。

コロナ関連の2点目ですけれども、いわゆる、今、子どもたちへの10万円の支給をめぐって、午前中に町長のほうからありました、いわゆる佐々町の場合はクーポン方式ではなくて、10万円一律で、年末までに支給したいというテンポで検討を進めているということですので、是非ですね、それはそのように実現されることが望ましいのではないかと、事務手続の点でいって、役場の業務も簡便化できますし、同時にお困りの子どもさんたちの世帯については、やはり年内いち早く給付ができるということになれば、効果も非常に大きいのではないかとこのように思いますので、是非実現をお願いしたいということと。

それからもう一点、やはりそういった一方で、非正規の皆さんや、あるいは学生の皆さんが、なかなかアルバイトが少なくなって困窮しているというお話はずっと聞いております。

特に、今、進学のと時期でもありますので、進学を目指す高校生の皆さんも、大変不安に思っておられたり、あるいは保護者の皆様方が、学費の工面について、非常に懸念をされているという状況もあるというふうにお聞きしています。

そういう点で、一点質問なんですけれども、ことし実施しました学生応援給付金は大変喜ばれた制度だったというふうに思います。国のほうも、奨学金の給付型を若干拡大したり、様々なことはありますが、まだまだ学生さん、皆さんには行き届いていません。

特に食料支援などをやっておりますと、食料支援の企画には、たくさんの学生さんがおいでになるというような事態なんかもありますので、そういう状況を見て、学生応援給付金について、次年度に向けて、是非、実施を検討していただきたいと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員、御承知のように、12月6日に招集された臨時国会において、補正予算として18歳以下の子ども、先ほどお話しになりました10万円相当の給付金、また非課税世帯へ10万円を給付するという事業が提出されておるところでございます。

また、困窮学生に対する臨時給付金として10万円を支給するということも提案されているところでございます。これは、国の対策がなされれば、子どもや学生に対する大きな支援になるのではないかなというふうに思っております。

18歳未満の子が1人いて、大学生がいて非課税世帯ということになると30万円ということで、支援が必要な困窮学生等に対する対応がなされるというふうに考えているところでございます。

これらの国の動向に注視する必要があると考えておきまして、現在、町単独の特別な支援策については検討をしておきませんが、学校等を通じて、県育英会の奨学金等の活用を周知していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

実際に今回の年末から始まるそういった給付が、どういう効果を与えるのかということはありませんが、なかなか、やはりその学生さんの間では、やっぱり不安感というのは非常に大きくて、生活ができないということで、非常に苦しんでおられる学生さんが多いということは、現実にあるわけです。

それで、特に都市部では、そういった意味では、その都市部での貧困というのは、いわゆる地方での貧困とさらに違って、大変厳しいものがありますので、そういった意味では、是非とも対応について十分な検討を求めておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

前回初めて、私は生理の貧困という問題について質問をさせていただきました。この間も、女性団体などからも、小中学校のトイレに生理用品の設置を求める意見が出されたというふうに聞いております。改めて、生理の貧困の問題について、私も少し勉強しながら、改めて質問したいというふうに思います。

今、女性が一生のうちに何回生理を経験するのかということについて、私も回数を聞いてびっくりしたんですが、450回ぐらい経験されるということだそうです。

戦前は一生のうちに50回程度だったと。子どもさんが多かったということと、生理のスタートの年齢と、それから終わる年齢が早かったということもあるそうですが、食生活の変化や、あるいは、いわゆる少子化の影響もあって、平均すると50回程度が450回ですから、概ね10倍近く、9倍、8倍、9倍という状況だそうです。

生理時に体調不良を訴える人は7割に及ぶと言われていまして、その程度は様々にあるということですが、社会に及ぼす影響は、本当に計り知れなくあるということなんです。

経済的な側面にだけ注目して、いわゆる疾患、病気で産婦人科系の疾患による損失というのは、年間に6.4兆円に及ぶと言われるそうです。うち、医療費が1.4兆円、それから生産性の損失が5兆円という金額です。

佐々町は全国の、大体1万分の1ですから、6億円、それから医療費だけでも1億円という大台になるわけです。

これは、日本医療政策機構が2016年1月に発表した、働く女性の健康増進に関する調査結果で出されておりました。これは、医療にかかった女性の分だけですから、働く女性2,474万人の17.1%が女性婦人疾患にかかれて、423万人です。423万人が医療費を33.5万円使って、生産性が1人当たり117万円失われたと。それが計算根拠です。今のやつを掛け合わせると、そういう金額になるそうです。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、ちょっとすいません。ごめんなさい。

間もなく4時になろうとしております。一般質問が終了するまで会議を続けさせていただきます。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

だからこそ、やはり国の方針で示された生理の貧困対策というのがあるんだろうというふうに思います。

これは、毎年6月に発表される経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針です。骨太方針の中に、国の重要課題や政策の方向性を示す方針として、ことし初めて生理の貧困への対策が明記されたと。

具体的な内容を示した女性活躍男女共同参画の重点方針2021、ここでは生理の貧困について、健康や尊厳に関わる重要な課題と指摘しています。

これは、婦人科系の疾患にかかる女性が少なくなること、そして、言い換えれば、女性の皆さんが健やかな生理を過ごすことができ、健康管理がうまくいくということは、まさに国にとっても町にとっても、極めて大きな財産ではないだろうか。

現状が、それほどマイナスを来しているんですよということを、やはり、これはどう言いますか、社会的な問題なのだとすることを考えていく一つの材料になるのではないだろうかというふうに思います。

ところが現実には、450回もある生理のたびに、生理用品を買うお金がなかったり、利用できない環境にある、そういう方々が先進国の中でも問題になっていると。日本では貧困率が15.7%といわれまして、ホームレスの方々やシングルマザーの間で問題になっています。

特にコロナ禍で経済的に困窮され、食事代も捻出が困難になっている学生の皆さん、こういった方々にとっては、やっぱり深刻な事態が起きているということです。

やはり、国が基本方針として、生理の貧困対策を重要課題としていると。町としても、従来どおりの対応ではいけないのではないだろうか。これまでどおりということでもいいんだろうかということが、一つの問題意識であります。

とりわけ、学齢期の子どもたちへの支援は、今後につながる極めて重要なテーマではないだろうかということで、是非お考えいただきたいと思います。

町長、この女性の生理の貧困、健やかな生理を過ごしていただくことの意義について、町長のお考えをまずお聞きしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そんなに詳しくはないんですけど、教育長のほうで話があると思いますけど、やはり町として、そういう経済的な損失とか、いろんなことを考えれば、今の考えれば、どうにかして生理の貧困というのはなくせるように、町としても努力しなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、いわゆる生理の貧困というのを少し広く考えて、いわゆる生理の貧困というのは、生理用品が手に入らないということに象徴されるんだけど、要するに、女性の生理についての偏見だとか、あるいは様々な誤解、そういったものをやはり取り除いていくことが、やはり、いわゆる生理の貧困をなくしていく、一つの大きなきっかけになるのではないだろうか。

ここの議会の議場も、多くの方が男性なので、理解をしようというのは、まさに呼びかけでもあるわけですけども、是非、教育長、続けてお願いできますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

まず、議員さんの御指摘で、私どもも再度認識をいたしたところですけど、社会的な問題であると同時に、生理の貧困については、義務教育、小中学生の場合を考えると、一人暮らしの大学生とは違い、生理用品を買ってくれない、いわゆる狭義の生理の貧困については、家庭の経済状況が大きな問題であろうというふうに認識をしているところでございます。

7月の校長会で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して、そういう家庭がないか、またそういう家庭があるとすれば、就学支援制度等の活用等を促すように指導しましたが、対応の対象となった子どもはおりませんでした。

生理用品のトイレへの配置については、11月30日に行われました長崎県町村教育長会研修会でも話題になったところですが、全町とも、本町と同じく保健室での対応、保護者や子どもからの設置の要望は、現在のところはないというふうなお話でございました。

むしろ保健室で渡すことで、特に小学校低学年においては初潮のときに、どんなに事前に指導していてもショックを受ける、そういうときの相談にのったり、結構生理に関しては、保護者のほうからの相談もあるということで、養護教諭がその相談窓口ということを明確にして、相談体制が取りやすいというふうな話があったところでございます。

今後とも、狭義の生理の貧困については、経済的な困窮で生理用品が買えない状況がないように、スクールソーシャルワーカー、福祉関係と連携して対応していきたいというふうに思っております。

それから、議員、御指摘のあった広義の生理に対する正しい理解については、現在、小学校の4年生の保健体育から、性教育といいますか、生理に関する教育、これは男女共通でございます。男女の体の特徴、4年生の履修内容、さらに中学生でも同じような生理に関するより詳しい内容、これは男女の特性ということで、生理それから射精等についても教育をしているところでございます。徐々にでございますけれども、きちんとした科学的理解、偏見や差別等に負けないような知識を子どもたちに伝えていきたい、教えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

教育委員会の取り組み等について、何も否定するところはありません。是非、強めていただきたいというふうに思います。

ただ、一方でそのことと、いわゆるトイレに生理用品を設置することというのは、少し分けて考えてよいのではないだろうか。私はトイレに生理用品を設置するというのは、トイレにトイレットペーパーがあるのと同じではないかと。無いと不便だからだと。かつては公衆トイレにもトイレットペーパーはありませんでした。私たちが子どものころはありませんでしたし、高校のころ長距離の旅行に行ったときに、鉄道の駅にトイレットペーパーの自動販売機があるのを見たことがありました。今はどこにもないですね、そんなものは。ほとんどありません。

まず、やっぱり生理用品については、やはりトイレに設置する。実際に突然生理になって、本当に不便なのだということだと思えます。この間も紹介しましたが、突然、始まったときはどうするかという、困ったときにはお友達からもらうというのが大体一般的な例なんだそうです。ただ、言えない子もいる、保健室に行きなさいって言われているんだけど、なかなか恥ずかしくて行けないとか、いろんなことをまだまだあるみたいなんです、現実には。

だから、そういったことを、まずはトイレに生理用品を置くことがマイナスにならないのであれば、まず置いてそれを使ってください、そして分からないことや心配事があったらいつでも来てくださいということ、繰り返しやっぱり伝えていくことがどうしても必要なんではないかと。初潮が来る前の子どもさんと来た後の子どもさんでは、全然、その深刻度が違うと思うんです、現実には。そういった意味でも生理の貧困の問題というのは生理用品のことだけではないと。重要なことは性別の意見を問わず全ての子どもたちに生理の大切さについてしっかり学んでいただくこと。学ぶ契機としても、生理用品をこうやって配りますよっていうことは、本当に配りますよというか、トイレに置いてありますということについて説明することは、非常に大切なきっかけになるのではないかと、今回申し上げておきたいというふうに思います。是非、御検討をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。くらし・福祉の充実に向けての2番目の問題です。

下水道料金の検討について、委員会のほうに引上げに向けた検討がなされているということでありました。私は、この問題について少し時間が足りないので、意見だけ申し上げておきたいと思います。

基本的な下水道はインフラでありますし、全ての町民が関わる極めて重要なインフラだというふうに思います。それが今コロナ禍で収入が減少した世帯というのがかなりたくさんある。しかも、その一方でガソリン代をはじめとした物価の大幅値上げが続いている最中です。こういう中で、やはり料金の引上げというのはできないのではないだろうかというふうに思っています。

現在の下水道代金も大体一般家庭で3,000円程度ということで、決してそんなに安い金額ではないです。これが20立米使う家庭で1か月に400円上がるわけですから、年間4,800円引上げになるわけですね。これはやっぱりなかなか大きいものだというふうに思います。全てのものが今上がろうとしている中で、下水道料金がその先例を切って上げるようなことを町がしているのだろうかというふうに思うわけです。

確かに一般会計の繰入額というのは大きいんですけど、これは言葉を換えれば大半の町民が使うサービスに還元されていると、そういう見方ができるわけですから、それでこの一般会計からの繰入れがもうこれ以上全然できないのだと、さらに拡大するということになるんですけども、そういう試算であります、値上げしないでも、十分維持できているのではないかと。

まだ、町の財政が、その基本インフラに手をつけるほど深刻な状況ではないのではないかと
いうことを考えます。

仮に、基準外の繰入れっていうのを問題とするならば、やはり一方で様々に前処理設
置の問題とかいろいろありましたが、多額の出費をどう抑えていくかということ
を、さらに考えるべきではないだろうかということをお願いしておきたいという
ふうに思います。

最後に、次のテーマです。町立保育所の必要性について質問いたします。

前回、一言で終わりましたので、第2保育所が、今、直営で町立保育所として運
営されていますが、私はもともと保育については直営を中心に考えるべきでは
ないかと従来から考えておりました。それは、保育士さんの処遇が極めて民
間の場合、非常に厳しくて、そのことから質の高い保育を実現しようとす
れば、やはり一定の処遇が保障される公立保育所の仕事というのは極めて
重要ではないだろうか。

それから2点目には、今問題になっている医療的ケア児に対する対応をはじめ
として、いわゆる公的に保障されなくてはならないサービスというのを、民間
にこれをサービスを求めるということがやっぱり非常に難しいという現状があ
るのではないだろうか。

一方で国は、公立保育所に対する締め付けというか、非常に強めていまし
て、民間に民営化していくことを誘導しています。民営化した施設に対して
は様々な補助金を出すけども、公立保育所に対しては補助金を出さないとい
う、極めて不当な政策が行われています。

だから、そういう中ですけれども、現実にはやはり町立保育所が果たしてい
る役割は極めて大きいわけです。医療的ケア児も現在1人ですけれども、こ
れを受け入れることができたのは、公立保育所があったからだというふう
に私は思います。新たに看護師さんも採用し、そしてこれに対応すること
が一般の保育所ではなかなかできないという状況です。

今回、私は一つ具体的な問題で質問したいと思います。

特に、医療的ケア児に対応する看護師さん、現在、2名の看護師さんがパート
タイマーとして週30時間で働いておられるというふうに聞いております。
仕事の内容というのをお聞きしたところ、まさに医療的対応を医師でない
看護師が見守るという形なんです。医療の場合は、技術独占というの
がありまして、名称独占もあり、行為独占もあるわけですけど、要する
に医者じゃなければできないことってたくさんあるんですけども、かなり
の部分を、今、看護師が肩代わりするような状況というのがあるんです。
ただ、それはあくまでも医師の判断のもとということになるんです。

だから、そういう意味では、看護師が医療的判断をするということは、要
するに看護師が医療的対応に関わる、直接関わるということ、非常に大き
なストレスと責任を伴うわけです。そういう仕事をやっています。だから、
私は保育所で1人で看護師さんが医療的ケア児に対するということは、
一般の診療所で医師がいて、そこで働く看護師さんたちよりも、精神的
にストレスが非常に大きいのではないかと思いますし、具体的責任も大き
いのではないかとこのように思います。

実際には、保護者の方々と毎日密接に連絡を取りながら、体調についても
聞きながら、あるいは朝やった医療的処置がどうだったかということ
を聞きながら業務にあたっておりまして、大変健康状態としては不安
定な園児に寄り添う仕事をされていると。

ところが、この資格を持った看護師さんの時給というのが1,250円程
度、月収にして、ほぼ常勤なんですけども、週30時間の労働で16万
円程度にしかならないんです。これは今看護師さんの初任給という
のが、学校を出てすぐの看護師さんで20万円の時代です。診療所に
勤務する25歳の看護師さんで調べてきて25万円でした。30歳で病
院勤務の看護師さん、大体30万円ぐらいなんですね。今働いてい
ただいている保育所の看護師さんは10年目ぐらい30歳ぐらいの方
と、もう一人若い方と高齢のベテランの方とということだそう
ですが、そういった意味では、看護師のこういう方々の常勤化とい
うのは、非常に求められるのではないだろうか。やっぱり責

任ある仕事で蓄積が極めて求められる仕事ですから、是非、ここの対応というのについては、個別の問題になりますけれども、御検討をいただきたい。

保育所全体の問題で言いますと、民営化云々の話についてはちょっと長くなりますので、今回やめることにして、その特に医療的ケア児に対応する看護師さんの処遇の問題について、何らかの対応ができないだろうかということについて、お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

看護師さん、会計年度任用職員さんでありますので、私のほうからちょっと御説明させていただきますけど、基本的には町全体の職種によって大体これぐらい、あと経験年数によって金額を定めております。それにつきまして、その金額につきましては職員の給料表、基本的には看護師さんであれば、多分、医療職だと思いますけど、医療職の給料表に基づいて号給を定めて整理させていただいておりますので、その部分の問題等もございますので、同じ、例えば健康相談センターで雇われている看護師さん、保育所で雇われている看護師さん、同じ職種でありながらも業務内容が若干ストレスとかそういう部分が違うという御意見でございますので、そこも含めて全体の会計年度任用職員の賃金体系の見直しというのは、今後考えさせていただければと思っております。

それにつきましては、今後また議会のほうにも相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
永田議員、あと2分ほどです。どうぞよろしく。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

申し上げましたように、医療的ケア児の対応というのは、本当に手探りで始めたような状況でもあるんですけど、本当に慣れないことで大変な仕事なんですよ。それで、同時にこれは保育士さんにとっても分からないんですよ、医療的なことは。だから本当に所長さんとかそういった方々にとっても、保育所の所長たちも言っておられることは、やはりせめて常勤の看護師さんが欲しいというのが今の訴えなんです。

ですから、現実にやはりしっかりした医療的ケア児に対応する体制をつくっていく、あるいは看護師の資格を持った方が、実際に常勤でいるということは本当に役場の知的財産になるということ、もちろん今働いていただいている方々の力を発揮していただいていることは、全く否定しないわけですが、より蓄積していく上でも、やはり常勤の看護師さんを置くということについて検討をいただきたい。当面、処遇の改善の問題も是非工夫をいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会といたします。

（16時20分 散会）